

**漁村の多角経営化について  
(漁協系統組織の経営、海業、多面的機能、漁場環境整備 等)**

---

**令和8年10月  
水産庁**

# 目次

|                              |     |                                      |     |
|------------------------------|-----|--------------------------------------|-----|
| 漁村・漁場をめぐる状況                  | P2  | 5. 漁場環境の保全・生態系の維持                    |     |
| 1. 漁協系統組織                    |     | 5-1 漁村の活性化 (5) 漁場環境の保全・生態系の維持        | P28 |
| 1-1 現状の分析 漁協の事業              | P4  | ①藻場・干潟の保全・創造                         |     |
| 1-1 現状の分析 漁協の組合数・組合員数の推移     | P5  | 5-2 現状 (①藻場・干潟の保全・創造)                | P29 |
| 1-1 現状の分析 漁協の損益状況            | P6  | 5-2 現状 (①藻場・干潟の保全・創造)                | P30 |
| 1-1 現状の分析 漁協の損益状況            | P7  | 5-3 課題 (①藻場・干潟の保全・創造)                | P31 |
| 1-1 現状の分析 漁協の職員              | P8  | 5-4 今後の方向性 (①藻場・干潟の保全・創造)            | P32 |
| 1-1 現状の分析 漁協の類型              | P9  | 5-5 漁村の活性化 (5) 漁場環境の保全・生態系の維持 ②赤潮対策  | P33 |
| (参考) JFグループ運動方針(骨子)          | P10 | 5-6 現状の分析 栄養塩類管理                     | P34 |
| 1-2 課題、1-3 今後の方向性            | P11 | 5-7 課題・今後の方向性 栄養塩類管理                 | P35 |
| (参考) 事業連携や海業の取組事例            | P12 | 5-8 現状の分析 赤潮対策                       | P36 |
| 2. 海業                        |     | 5-9 課題・今後の方向性 赤潮対策                   | P37 |
| 2-1 漁村の活性化 (4) 海業等の振興        | P14 | 5-10 現状の分析 海洋環境の保全                   | P38 |
| 2-2 現状の分析                    | P15 | (海洋プラスチックごみ・油濁・野生生物)                 |     |
| 2-3 課題                       | P16 | 5-11 課題 海洋環境の保全 (海洋プラスチックごみ・油濁・野生生物) | P39 |
| 2-4 今後の方向性                   | P17 | 5-12 対応の方向性 海洋環境の保全                  | P40 |
| 3. 遊漁                        |     | (海洋プラスチックごみ・油濁・野生生物)                 |     |
| 3-1 水産資源管理の着実な実施             | P19 | 6. 漁場環境整備                            |     |
| (2) TAC魚種の拡大、IQ管理の導入、遊漁の資源管理 |     | 6-1 現状                               | P42 |
| 3-2 現状の分析                    | P20 | 6-2 課題                               | P43 |
| 3-3 課題                       | P21 | 6-4 今後の方向性                           | P44 |
| 3-4 今後の方向性                   | P22 | 7. 漁村の防災対策                           |     |
| 4. 多面的機能                     |     | 7-1 現状の分析                            | P46 |
| 4-1 現状の分析                    | P24 | 7-2 課題                               | P47 |
| 4-2 課題                       | P25 | 7-3 今後の方向性                           | P48 |
| 4-3 今後の方向性                   | P26 | 8. 東日本大震災からの復旧・復興及び原発事故の影響克服         |     |
|                              |     | 8-1 東日本大震災からの復旧・復興及び原発事故の影響克服        | P50 |
|                              |     | 8-2 現状及び課題                           | P51 |
|                              |     | 8-3 今後の方向性                           | P52 |

## 外部環境の変化

### 社会環境

- 漁業就業者や沿岸漁業経営体数の減少・高齢化
  - ・漁獲高一千万円未満の経営体の著しい減少
  - ・2千万以上の経営体は増加
- 漁港背後人口の減少
- 漁村交流・インバウンド人口の増加
- ICT、AI等の新しい技術の発展

### 海洋環境

- 海洋環境の変化
  - ・漁場の変化
  - ・藻場干潟の減少
  - ・災害リスクの高まり
- 環境意識の高まり
  - ・2030年のSDGs目標
  - ・ネイチャーポジティブ等の取り組み
  - ・プラスチック汚染対策に関する国際的な検討
  - ・カーボンクレジットの創設・進展

## 検討の方向性

- ✓ 各地域の特色を活かし、**海業等、漁業以外の産業も含めた多角経営を推進。**
- ✓ **共同利用施設の再編集約・合理化**を進め、漁協経営の効率化等を推進。
- ✓ **環境変化に適応した漁場環境の整備**を推進。
- ✓ 藻場干潟の保全など**環境に配慮した社会的取組をサポート。**
- ✓ 漁業地域の**災害対策の充実強化。**

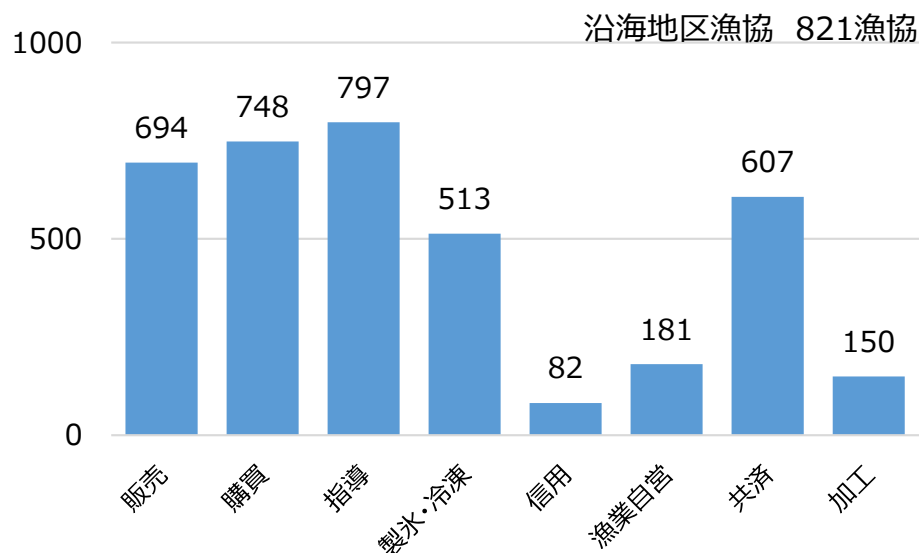
意欲ある漁協系統組織を中心とした漁村の活性化を目指す。

# **1. 漁協系統組織**

## 1-1 現状の分析 漁協の事業

- 漁協は、漁業者の協同組織として、漁業者の生産活動を支えるという本来的な役割を担い、漁獲物の販売、購買、指導事業等を中核とした各種事業の実施を通じて、組合員である漁業者の経営の安定に寄与するとともに、漁業権の管理等の法律上求められる役割も担っている。
- 信用事業は信用漁業協同組合連合会（信漁連）への譲渡が行われたため、実施漁協は沿海地区漁協の約1割と少ない。

■ 事業別の実施漁協数



**販売事業：** 組合員の漁獲物等の販売

**購買事業：** 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給

**指導事業：** 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導

**製氷・冷凍事業：** 漁船への氷の供給、冷凍施設の運営等

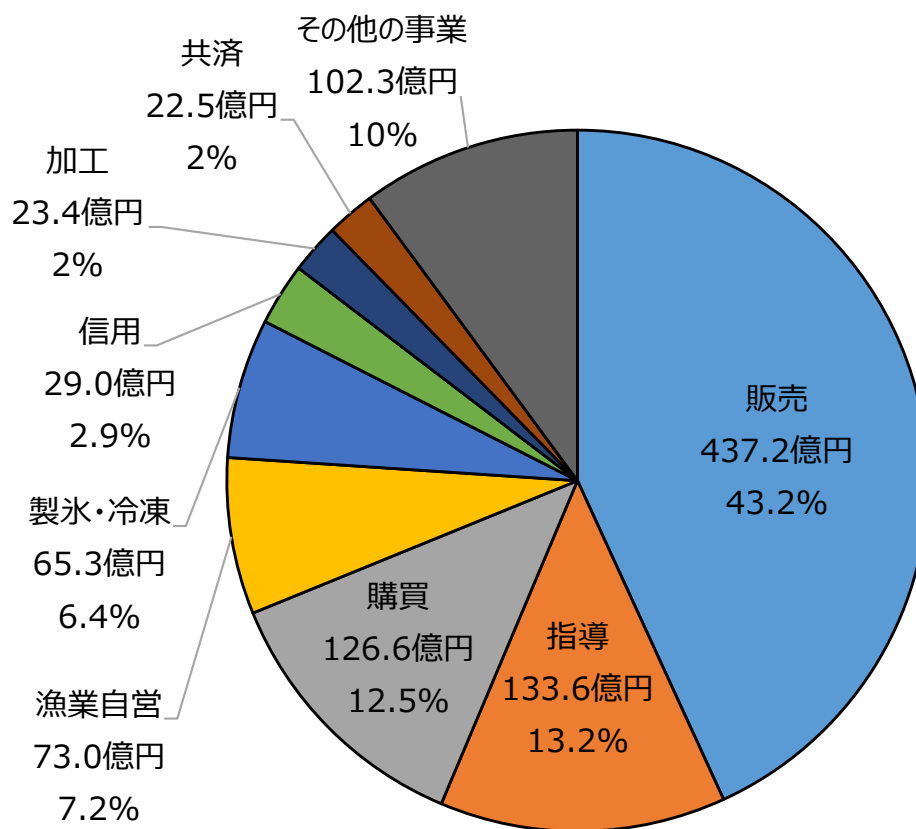
**信用事業：** 事業・生活に必要な資金の貸付、貯金の受入

**漁業自営：** 漁協による漁業の経営

**共済事業：** 漁協共済の引受

**加工事業：** 組合員の漁獲物等の加工

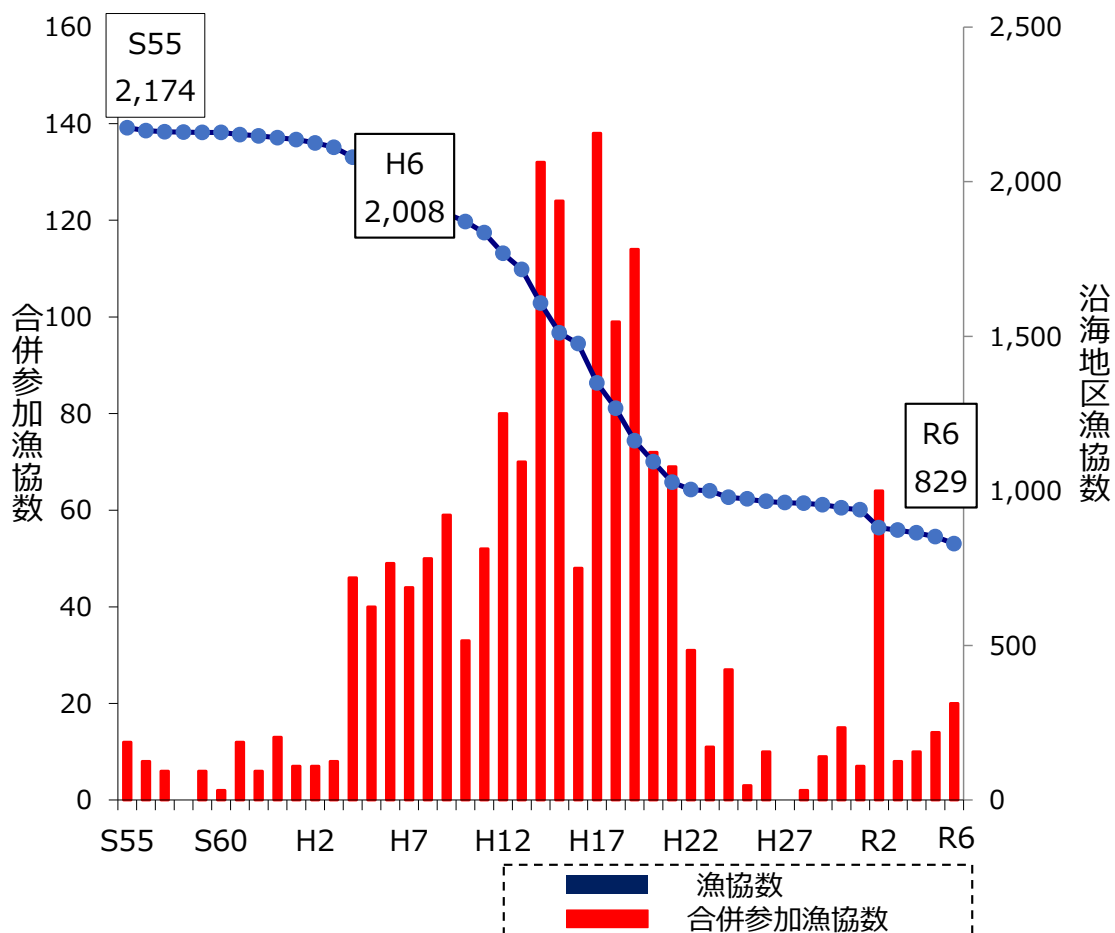
■ 事業別総利益（全漁協合計）に占める各事業の割合



## 1-1 現状の分析 漁協の組合数・組合員数の推移

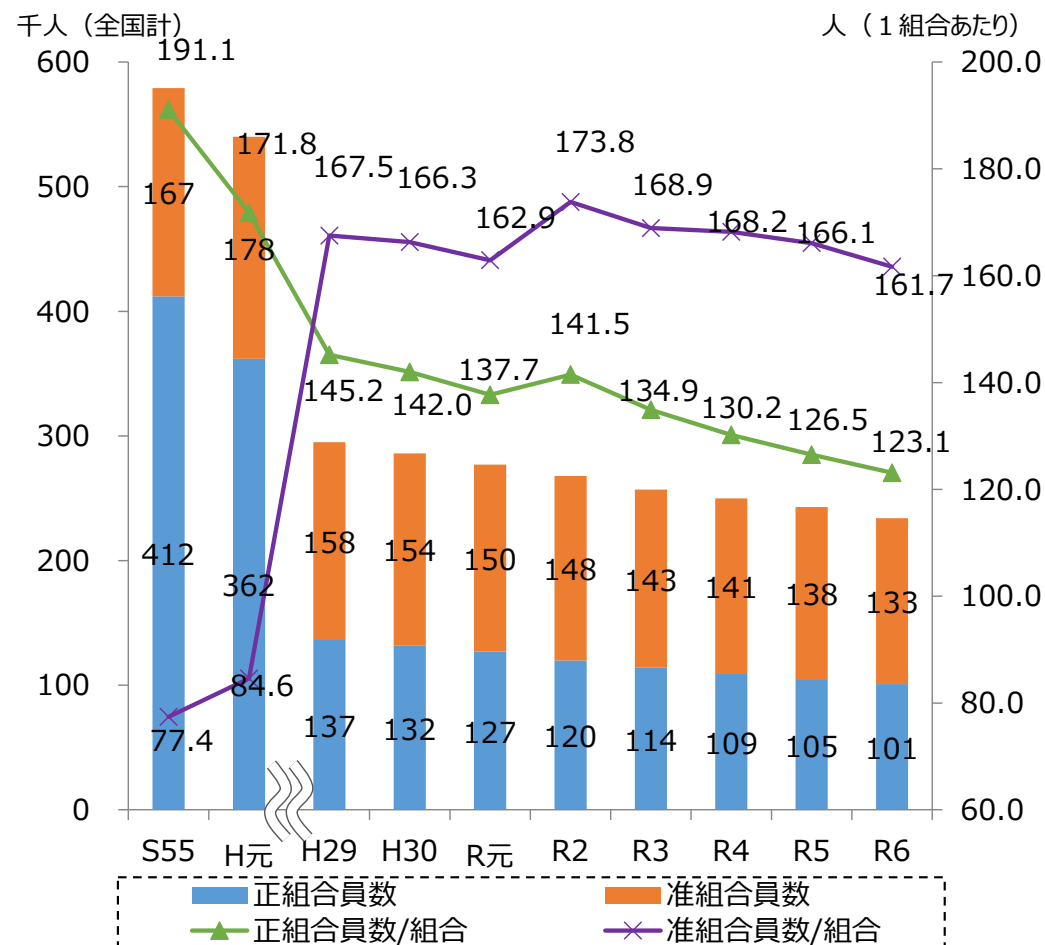
- 沿海地区漁協数は、合併により逐次減少し、R6年度末時点で829組合。H15年頃は信用事業の再編に合わせて合併が進んだが、近年は合併の動向が緩やかに推移している。
- 組合員数は、漁業者の減少により、R6年度末時点で正組合員は約10.1万人、准組合員は約13.3万人（H25年度から正組合員数より准組合員数が上回る）。
- 漁協の運営は、年間の操業日数が90日を超え、議決権を有する正組合員の意思決定により行われている。一方、准組合員は議決権を有さない。双方とも年々減少傾向にある。

■ 沿海地区漁協数・合併参加漁協数



資料：水産庁「水産業協同組合年次報告（R6年度）」

■ 沿海地区漁協の組合員数の推移

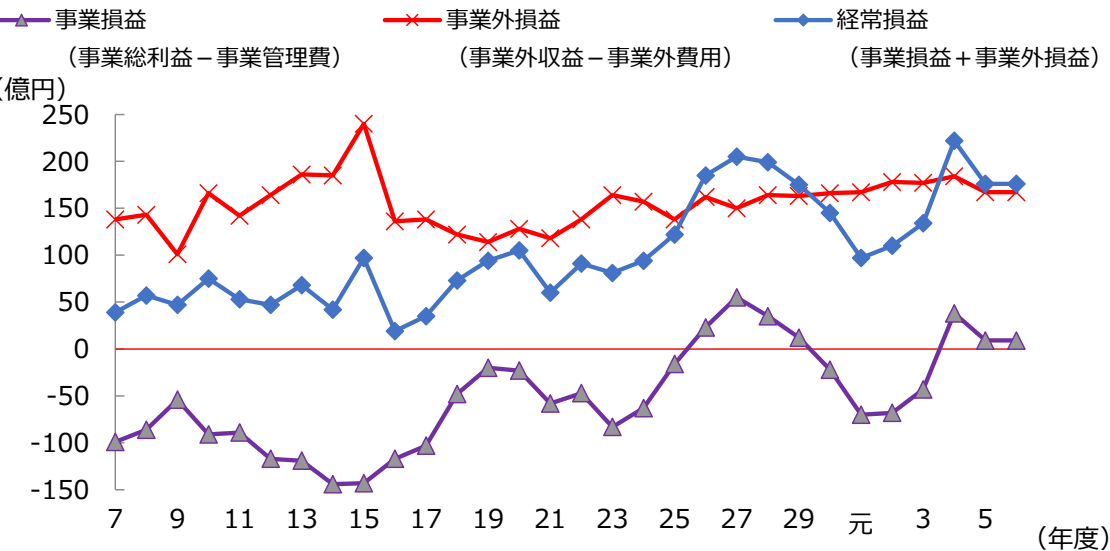


資料：水産庁「水産業協同組合統計表（R6年度）」

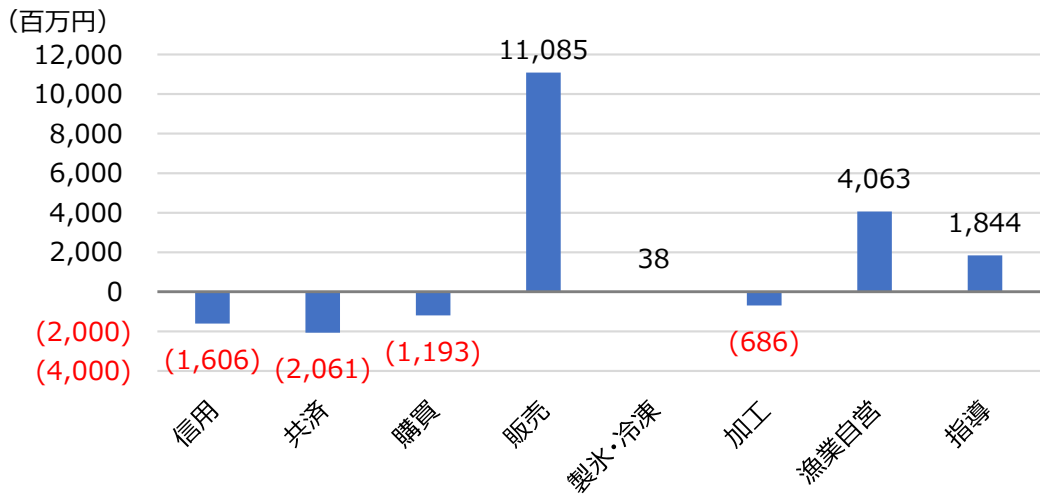
1－1 現状の分析 漁協の損益状況

- 漁協の経済事業等の収支を示す事業損益は、事業の柱である販売事業や漁業自営事業の利益が漁業生産の低迷等により減少したため赤字の傾向にあったが、近年は改善の傾向もみられる。
- 経常損益は、事業外損益により補てんされ、漁協全体では黒字である。
- 事業別損益は、販売事業や漁業自営事業等の利益が、他の赤字事業を補てんする状況にある。

■ 漁協の経常損益等の推移



■ 漁協の事業別損益（全漁協合計）



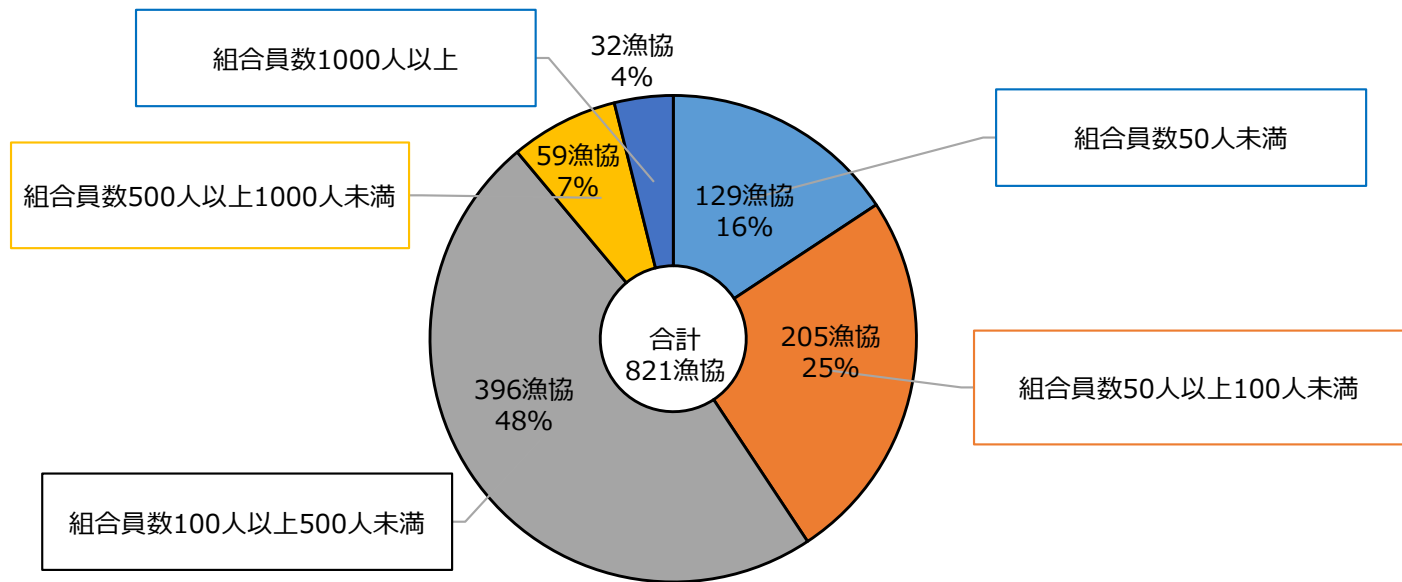
■ 漁協の主な事業の規模

| 事業             | 全漁協合計               | 1 組合平均           | 実施漁協数 |
|----------------|---------------------|------------------|-------|
| 共済<br>(保有高)    | 8,591億円<br>(普通厚生共済) | 14億円<br>(普通厚生共済) | 607漁協 |
| 購買<br>(供給高)    | 1,789億円             | 2億円              | 748漁協 |
| 販売<br>(取扱高)    | 1兆334億円             | 15億円             | 694漁協 |
| 製氷・冷凍<br>(取扱高) | 733億円               | 1億円              | 513漁協 |
| 加工<br>(販売高)    | 399億円               | 3億円              | 150漁協 |
| 漁業自営           | 235億円               | 1億円              | 181漁協 |

1－1 現状の分析 漁協の損益状況

- 組合員数100人以上500人未満の漁協は、全漁協数で最多であり半分程度を占める。
- 事業損益（事業総利益－事業管理費）段階では、一部の地域の漁協が全体の事業損益を押し上げているが、漁協数で見た場合、全体の69%の漁協が赤字である。
- 経常損益（事業損益＋事業外損益）段階では全体の73%の漁協が黒字。

■ 組合員数別の漁協数



■ 漁協の損益状況（漁協数、割合）

| 区 分               | 漁協数 | 事業損益 |       |     |       | 経常利益 |       |     |       |
|-------------------|-----|------|-------|-----|-------|------|-------|-----|-------|
|                   |     | 黒字   |       | 赤字  |       | 黒字   |       | 赤字  |       |
| 組合員数50人未満         | 129 | 28   | 21.7% | 101 | 78.3% | 86   | 66.7% | 43  | 33.3% |
| 組合員数50人以上100人未満   | 205 | 50   | 24.4% | 155 | 75.6% | 155  | 75.6% | 50  | 24.4% |
| 組合員数100人以上500人未満  | 396 | 147  | 37.1% | 249 | 62.9% | 296  | 74.7% | 100 | 25.3% |
| 組合員数500人以上1000人未満 | 59  | 18   | 30.5% | 41  | 69.5% | 37   | 62.7% | 22  | 37.3% |
| 組合員数1000人以上       | 32  | 11   | 34.4% | 21  | 65.6% | 24   | 75.0% | 8   | 25.0% |
| 全 体               | 821 | 254  | 30.9% | 567 | 69.1% | 598  | 72.8% | 223 | 27.2% |

資料：水産庁「水産業協同組合統計表（R6年度）」

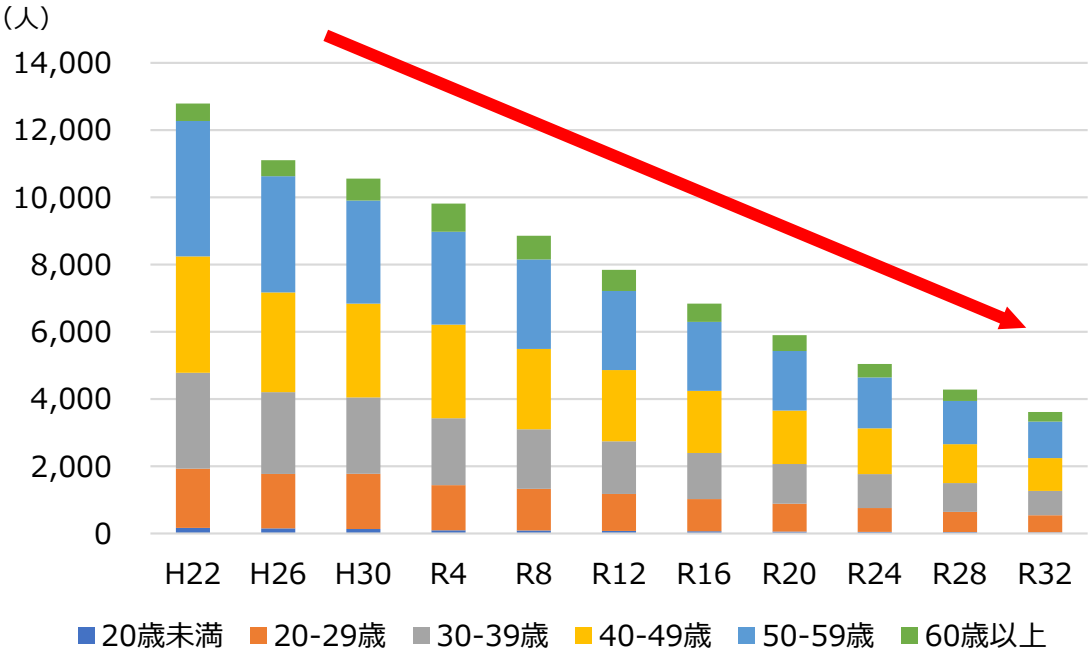
1－1 現状の分析 漁協の職員

- R6年度末時点で、沿海地区漁協数は829組合であり、人口減少と高齢化により職員数は9,601人で1漁協当たりは12人となっているが、3割の漁協では職員数が3人未満となっている。
- このまま職員の減少傾向で推移した場合、地域の協同組織として漁業者が安定して操業を続けるための基盤が危ぶまれることに加え、漁協が担っている漁場の管理や産地市場の運営も困難となるため、デジタル技術等の活用による効率的な運営が必要である。
- 業務の合理化をはじめ、必要な人材確保に向けて、漁協自らによる労働条件の改善や待遇見直しが必要である。
- 近年、全国的に女性の就業率が上昇してきたこともあり、他産業では女性役員が増えている中、漁協においては女性正組合員の割合が依然として横ばいとなっており、女性役員の人数も少ない。

■ 漁協の職員数の見通し

<試算時の仮定>

- H30年度に対するR4年度の変化率（71%）で職員数が推移
- H26～30年度の5年間に対するH30～R4年度の5年間の変化率（82%）で新規採用者数が推移



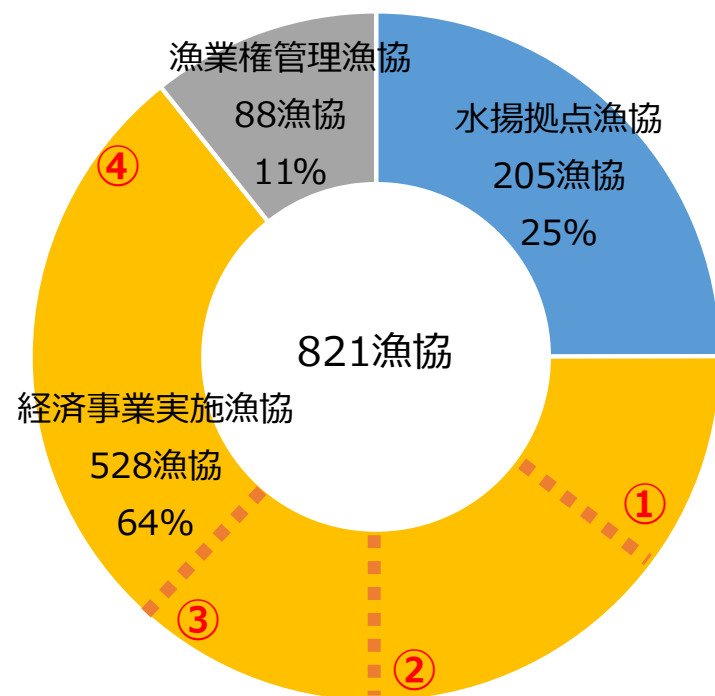
R32年度（2050年度）には職員数は約3,600人となり、現状と比べ半数以下となることが見込まれる。

■ 漁協の正組合員及び役員に占める女性の割合

|      | 女性正組合員数 |        | 女性役員数 |        |
|------|---------|--------|-------|--------|
| H23年 | 9,907人  | (5.8%) | 39人   | (0.4%) |
| 24   | 9,436人  | (5.6%) | 37人   | (0.4%) |
| 25   | 8,363人  | (5.4%) | 44人   | (0.5%) |
| 26   | 8,077人  | (5.4%) | 44人   | (0.5%) |
| 27   | 8,071人  | (5.6%) | 50人   | (0.5%) |
| 28   | 7,971人  | (5.7%) | 50人   | (0.5%) |
| 29   | 7,679人  | (5.7%) | 51人   | (0.5%) |
| 30   | 7,158人  | (5.5%) | 47人   | (0.5%) |
| R1   | 7,164人  | (5.7%) | 38人   | (0.4%) |
| 2    | 6,296人  | (5.3%) | 39人   | (0.5%) |
| 3    | 6,071人  | (5.4%) | 41人   | (0.5%) |
| 4    | 5,615人  | (5.3%) | 42人   | (0.5%) |
| 5    | 5,672人  | (5.5%) | 35人   | (0.4%) |
| 6    | 5,593人  | (5.7%) | 42人   | (0.5%) |

## 1-1 現状の分析 漁協の類型

- 漁協を販売事業取扱高に応じて主に3つに類型化すると、全漁協の過半を販売事業取扱高10億円未満の経済事業実施漁協が占めている。
- これら経済事業実施漁協においては、漁業者の高齢化・減少や漁獲量の変動等を背景として特に経済事業の採算確保が難しくなる中、販売力の強化や事業の多角化等を通じた経営基盤の強化が求められている。



### ＜経済事業実施漁協の内訳＞

- ① 販売事業取扱高が10億円未満 5億円以上：87漁協
- ② 販売事業取扱高が5億円未満 2億円以上：122漁協
- ③ 販売事業取扱高が2億円未満 1億円以上：86漁協
- ④ 販売事業取扱高が1億円未満：233漁協

### ■ 各類型の現状と課題

#### ＜水揚拠点漁協：販売事業取扱高10億円以上の漁協＞

##### 【現状】

- ✓ 遠洋・沖合漁船の水揚げ港で、販売事業を中心に組合員内外の漁獲物を取り扱う大規模な産地市場や地元関連産業を擁する漁協（A）か、合併により県一漁協となった漁協（B）に大別される。
- ✓ 主力となる水揚げ対象魚種資源の状況等により、漁協経営に多大な影響。

##### 【課題】

- ✓ （B）については、合併後の環境変化に対応できず、または、合併後の支所の統廃合が進まず、合併効果を十分に発揮できていない漁協が存在。

（参考）流通拠点漁港……取扱量5,000 t 又は属地陸揚金額10億円以上の漁港

#### ＜経済事業実施漁協：水揚拠点漁協及び漁業権管理漁協以外の漁協＞

##### 【現状】

- ✓ 販売・購買等経済事業の実態は漁協により様々。
- ✓ 不漁により販売事業等が落ち込み、経営状況が厳しくなる傾向。

##### 【課題】

- ✓ 水産資源の状況に影響を受ける他、組合員である漁業者や産地市場の仲買人の高齢化・減少が進んでおり、経済事業の取扱高が減少。
- ✓ 小規模であるほど、漁業権管理、資源管理、組合事業の実施、漁村の活性化等の事業の対応が困難となる。
- ✓ 小規模で販売事業が不振であるのに、合併の推進速度は遅い。

#### ＜漁業権管理漁協：経済事業をほとんど実施せず、漁業権の管理に特化した漁協＞ （漁業自営未実施の漁協のうち、購買事業及び販売事業の各取扱高が1百万円未満の漁協）

##### 【現状・課題】

- ✓ 常勤職員が0～1人の漁協も多く、漁協の継続性に懸念。
- ✓ 資源管理や漁場の適切な活用、漁業権管理などの役割の増大への対応が課題。
- ✓ 漁業権管理のみで足りており、収支変動が小さく、合併の必要性が乏しい。

基本的  
考え方

J Fグループは、協同組織の出資、利用、運営の原則を改めて認識し、海洋環境激変等の厳しい環境の中でも本来の使命・役割を持続的に発揮していく。

【スローガン】 海洋環境の激変に立ち向かう J F 自己改革の断行

3つの柱

概 要

【第1の柱】  
漁業者を支える事業・経営改革の断行

環境変化に対応する漁業者を支えるため、経済事業機能の抜本的強化、総合事業体としての各種事業の展開、経営基盤強化等の事業・経営改革を実行するとともに、国産水産物の消費拡大に資する国民運動を展開する。

【第2の柱】  
組織基盤の確立

漁業者を支える健全な組織基盤を確立するため、協同組織理念のもと、新規就業者・漁業後継者・J F人材の確保・育成、中核J Fの組成・育成、内部統制強化等に取り組む。

【第3の柱】  
浜での中核的役割発揮による漁村・漁業への貢献

漁村地域での中核的役割を発揮し、浜の活性化や沿岸環境の保全・回復、国境監視等多面的機能の発揮に貢献する。

## 1 - 2 課題

- 漁協職員の減少・高齢化により、法律上求められる漁業権管理のほか漁業者支援、漁場管理、産地市場運営、組合事業の実施、漁村の活性化等の組合員が必要とする基幹事業の実施が困難となるおそれがあることから、人材確保・定着に向けた労働条件や待遇の改善等に加え、業務の合理化・効率化や合併等を通じた持続可能な運営体制の構築が必要である。
- 特に全漁協の過半を占める経済事業実施漁協は、販売事業で自立し、安定した経営基盤を保持することにより、当該基幹事業に取り組み、組合員から必要とされる漁協であり続けることが必要である。

### 1-3 今後の方向性

- 漁協が、漁業権管理、資源管理、組合事業の実施、漁村の活性化等の事業に取り組み、組合員にとって必要な協同組合として存続していくために、若者、女性を含めた組合員の確保等によりその経営基盤を強化し、海洋環境の変化、人口の減少等の経営環境の変化を乗り越えていけるよう、行政としても後押しする。
- 漁協の経営基盤の強化のため、以下の取組が必要ではないか。
  - ✓ 一定程度合併が進展したことを受け、それぞれの漁協の地理的条件、経済事業の状況を踏まえた対応策を国及び地方公共団体が提案し、検討を促す。具体的には、業務の見直しが必要な漁協においては合併又は合併の深化を含めた事業の効率化、経済事業の強化が必要な漁協においてはブランド化、直接取引の推進、海業への取組等が必要ではないか。
  - ✓ 漁港にあっては拠点漁港等への生産・流通・加工機能の再編・強化を進め、漁業経営においては協業化・法人化の推進を図ることとしており、今後、「漁業経営体が生産・流通の水産物の拠点漁港への集約」を踏まえた、水産業・漁村の将来像を見据えた漁村一体の取組の中で、漁協及び組合員自らが漁協の機能を再編し、及び必要な機能を検討・決定し、国及び地方公共団体がその取組を後押しする。
- 地域社会の維持や海洋環境の保全への貢献に関連する取組については、企業の関与や市民活動との連携を強化していく。

## （参考）事業連携や海業の取組事例

### ＜事業連携の取組例＞

#### JFしまね大田水産物地方卸売市場（静間町和江漁港）

市内四つの魚市場（久手、和江、五十猛、仁摩）を統合した「JFしまね大田水産物地方卸売市場」が、静間町の和江漁港に完成し、H25.8.23に竣工した。



市場統合による取り扱い規模の拡大と高度な衛生管理により、大田市場における水産物単価は、整備前（H21～24平均）から整備後（H25～R1平均）にかけて、約1.2倍上昇した。

資料：島根県大田市HP

### ＜海業の取組例＞

#### 大阪府田尻町・田尻漁港

大阪湾の魚や漁業の魅力を消費者に直接提供することを重視し、日曜朝市での漁業者直売や海鮮BBQ、海上釣り堀、マリーナ事業といった海業を取り入れながら地元水産物、養殖生産物の販路拡大を図る。

#### 海業の取組概要



資料：「海業の取組事例集」を加工して作成

## 2.海業

## 2-1 漁村の活性化 (4) 海業等の振興

### 水産基本計画

- 地域の理解と協力の下、地域資源と既存の漁港施設を最大限に活用した海業等の取組を一層推進することで、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用した取組を根付かせて水産業と相互に補完し合う産業を育成し、地域の所得と雇用機会を確保。
- 漁港施設の再編・整理、漁港用地の整序により、漁港を海業等に利活用しやすい環境を整備。
- 海業等の推進に当たり、民間事業者の資金や創意工夫を活かして新たな事業活動が進展・集積するよう、漁港において長期安定的な事業運営を可能とするため、漁港施設・用地及び水域の利活用に関する新たな仕組みの検討。

#### (取組、達成状況等)

- 漁港漁場整備法改正により「漁港施設等活用事業」※を創設。  
※ 漁港施設や漁港の区域内の水域等を、漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、水産業の健全な発展や水産物の安定供給に寄与する事業のために活用する仕組み。
- 漁港における海業の取組件数は、R8年度末までに500件の目標に対しR6年度末で254件と概ね順調に推移しており、海業の取組が徐々に広がってきている状況。

#### (現状の分析)

- 地元の合意形成等、取組の開始に時間を要し、地域における海業の取組の立ち上がりが遅れたものと分析。
- その後、海業支援パッケージや海業の推進に取り組む地区の公表、海業推進全国協議会の開催等による情報発信等により地域の海業に対する理解が深まり、海業の取組が広がってきているものと分析。
- 漁港施設等活用事業については、活用推進計画8件、うち事業実施1件とまだ活用が少ない。これは、新たな事業制度であり、地域の制度に対する理解がまだ十分に進んでいないためと分析。今後、海業サミット・海業推進全国協議会での漁港施設等活用事業の情報発信・横展開や地域での検討を支援する等により、事業活用を促すことが有効。
- 新たな海業関連施設の開設に伴う新たなスタッフの雇用や、体験事業の開始に伴う地元漁業者の参加など、海業の取組の拡大に伴い新たな雇用が生まれている。

#### (検討の方向性)

- 地域の合意形成を促進するため、事例等の情報発信や、地域と一体となって取り組む外部人材による助言・アシスト等が必要ではないか。
- 海業の取組をさらに展開していくためには、漁港施設等活用事業の活用等により、海業の場として漁港の活用を促進していくことが必要ではないか。
- 漁業者等を主体としつつ、民間投資を活用した海業を推進していくため、漁港管理者、漁業協同組合、民間事業者等を結びつけるマッチングシステムの構築・運用等が必要ではないか。

海業の取組の例



水産物の販売



漁業体験

## 2-2 現状の分析

- 海や漁村の地域資源を活用し、漁村への来訪者等の関係人口の創出や漁業者の所得向上を図る海業は、漁業を取り巻く環境が大きく変化する中で水産業と相互に補完するものであり、にぎわう漁村、稼げる漁村づくりにつながる取組である。
- 海業の推進に向け、漁港漁場整備法の改正による漁港施設等活用事業等の創設や、地域が海業への一步を踏み出すための支援事業の創設、海業の先行事例の普及を図るための情報発信・横展開等を実施している。
- 漁港における海業の取組件数は、R8年度末までに500件の目標に対しR7年度末で382件と順調に推移しており、海業の取組が徐々に広がってきている状況。新たな海業関連施設の開設に伴う新たなスタッフの雇用や、体験事業の開始に伴う地元漁業者の参加など、海業の取組の拡大に伴い新たな雇用が生まれている。

### 海業の推進に向けた主な取組

#### (1) 改正漁港漁場整備法施行による「漁港施設等活用事業」の普及

R6.4に施行された「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に基づき、漁港施設の長期貸付け、水面等の長期占用等を可能とする「漁港施設等活用事業」により、漁港を活かした海業の取組を推進。

#### (2) 海業振興関係予算

- ・ R6年度補正予算及びR7年度当初予算において、海業の立ち上げに必要な実証調査等に対する事業を新たに措置。
- ・ 関係省庁等協力の下、海業に取り組み際に関連する施策をまとめた「海業支援パッケージ」を作成、周知。

#### (3) 情報発信、横展開

- ・ 水産庁において、「海業の推進に取り組む地区」を募集し、110地区を決定・公表（R8.4時点）。これら地区に対して、個別の助言や海業に関する情報共有を実施するとともに、「海業推進全国サミット」を開催。
- ・ 地方公共団体、漁協・漁業関係者、民間企業、民間団体等を対象とした「海業推進全国協議会」を開催し、海業の優良な取組事例の普及・横展開等を実施。
- ・ 大阪・関西万博「UMIGYO」の国際発信（R7.6）。
- ・ 地方公共団体、漁協、民間事業者をつなぐシステムとして官民連携海業振興ポータルサイトの運用を開始（R8.4）
- ・ 海業ポスター、海業動画、海業マンガ、漁港マスコットキャラクターの作成。

#### (4) 体制

- ・ 海業振興総合相談窓口（海業振興コンシェルジュ）の開設。
- ・ 漁港漁場整備部「計画課」を「計画・海業政策課」に改組するとともに（R6.10）、「海業振興室」を設置（R7.4）。

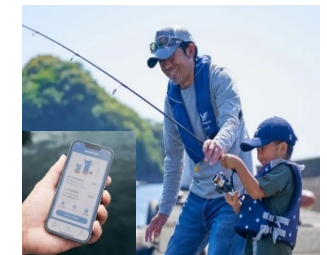
### 海業の取組事例：

#### 静岡県西伊豆町・仁科漁港、田子漁港、安良里漁港

- 西伊豆町では漁港の用地を活用し設置したはんばた市場において、低・未利用魚の加工・販売等やアプリを活用して漁港を有料釣り場として適正管理する「海釣りGO!!」の取組などを進めている。
- はんばた市場では従業員等として8名、「海釣りGO!!」では巡視員等として4名の新規雇用を創出している。



はんばた市場



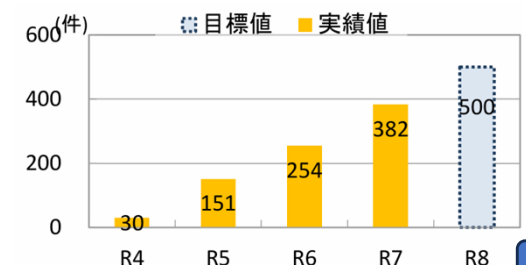
海釣りGO!!

### 〔目標〕

漁港における新たな海業等の取組件数

### 〔進捗状況〕

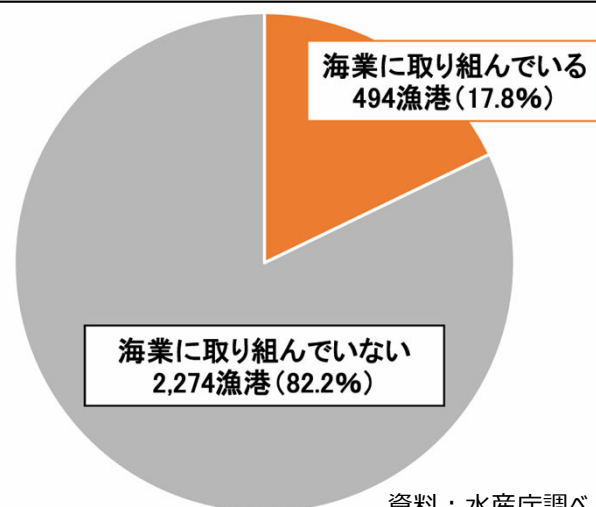
R8年度の目標値500件に対して、R7年度の実績値は382件となっており、十分に進捗が図られている。



## 2-3 課題

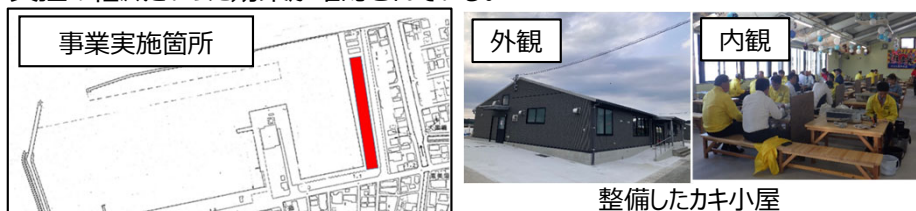
- 海業に取り組んでいる漁港は全体の約 2 割に留まっており、海業に意欲を示す地域を後押しすることで更なる漁港の活用を促していく必要。
- 漁港施設等活用事業については、活用推進計画 9 件、うち事業実施 1 件に留まっている。また、水面を長期・安定的に占有して使用が可能となる漁港水面施設運営権については活用実績がなく、活用に向けては具体的な設定内容や運営権の設定によるメリット等が十分に認識されていないことが課題である。
- 漁業体験や食育等、漁業や漁村の特性を生かした取組や、藻場保全をはじめとしたSDGs等の社会課題への対応、海業の取組への民間事業者の参入が求められている。
- 海業は地域の水産業を支える取組であるが、漁業者の所得向上や地域の雇用創出につなげていないケースがある。

### 漁港における海業の取組状況

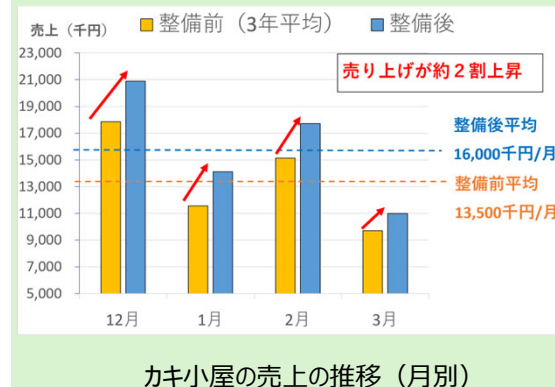


### 漁港施設等活用事業の事例：福岡県糸島市 加布里漁港

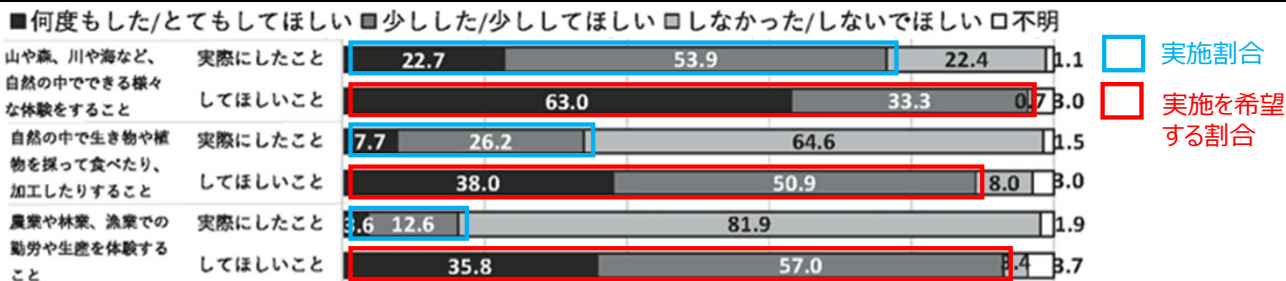
- 糸島市は福岡都市圏に位置し、冬季は時化が多く出漁が困難なことから、その対策としてカキ養殖を導入し、カキ小屋での販売を通じて地域活性化につなげている。
- カキ小屋は、漁港施設用地の占有許可を毎年受けて使用しているため、仮設小屋の設置・撤去を繰り返す必要があったが、漁港施設等活用事業を活用し、糸島市が糸島漁協に漁港施設用地の長期貸付を行うことにより、カキ小屋の常設化が可能となった。
- R 7.10から営業を開始し、仮設小屋の設置・撤去に係る費用の削減に加え、カキ小屋の売上や来訪者数の増加、占有許可手続きが不要になることによる事務負担の軽減といった効果が確認されている。



### 漁港施設等活用事業の活用効果



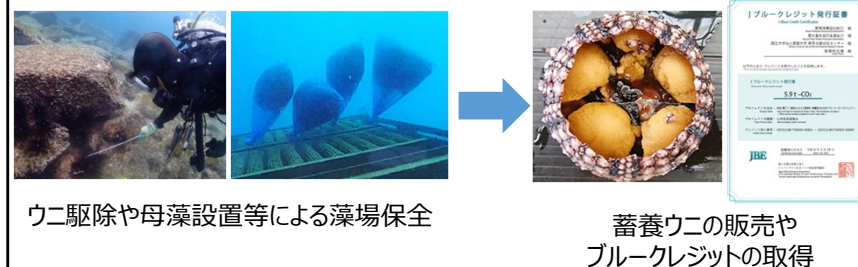
### 青少年の体験活動の実施状況と需要



1年間の学校外での体験活動（実際にしたこと、してほしいこと）（小学生の保護者）

資料：国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査（令和4年度調査）」より抜粋

### 藻場保全等によるSDGsへの貢献



## 2-4 今後の方向性

- 漁港を活用した海業の取組事例の周知等により、漁港において海業を展開する。
- 地域における検討の支援や事業制度・事例の周知等による漁港施設等活用事業や漁港水面施設運営権の活用により、海業を展開する場として漁港を活用する。
- 漁業の特性を活かした取組、藻場保全等のSDGsにつながる社会課題への対応等、幅広いニーズに対応する。
- 漁港管理者、漁業協同組合、民間事業者等を結びつけるマッチングシステム等の活用により民間事業者の参入を促進する。
- 海業は地域の水産業を支える取組であり、漁業者の所得や地域の雇用創出を図るという考え方を基本に、各地域で海業の取組を戦略的に展開していくための指針として、「海業の基本的考え方（仮称）」を策定する。

### 海業を展開する場としての漁港の活用促進



### 漁業の特性を活かした取組、社会課題への対応

#### ○漁業の特性を活かした取組



乗船体験や修学旅行生の受け入れといった漁業の特性を活かした取組

#### ○社会課題への対応



来訪者や関係人口等多様な主体と連携した地域課題の解決に向けた取組（藻場再生・保全体験、海岸清掃等）

### 民間投資を活用した海業推進



### 海業の基本的考え方（仮称）における検討の方向性

海業を実施する  
「場」の課題

海業を実施する  
「人材・体制」の課題

海業を実施する  
「ノウハウ」の課題

海業に求められる  
「ニーズ」の課題

海業の  
「情報発信」の課題

### 3.遊漁

## 3－1 水産資源管理の着実な実施 (2) TAC魚種の拡大、IQ管理の導入、遊漁の資源管理

### 水産基本計画（要約）

- TAC魚種の拡大を推進し、R5年度までに漁獲量ベースで8割をTAC管理。
- IQ(漁獲割当て)管理について、R5年度までに、沖合漁業(大臣許可漁業)に原則導入。沿岸漁業との調整が図られるなどの条件が整った漁業種類について、安全性の向上等に向けた漁船の大型化を阻害する規制を撤廃。
- クロマグロ遊漁について、漁業と同じレベルでの本格的なTAC管理へ移行。また、その他魚種について、アプリや遊漁関係団体の自主的取組等を活用した遊漁における採捕量の情報収集の強化。

### （取組、達成状況等）

- R8.4現在、漁獲量ベースで7.7割の資源がTAC管理へ移行、大臣許可漁業の12漁法・資源にIQ管理を導入。
- 遊漁の資源管理について、クロマグロにつきR3.6から広域漁業調整委員会指示による採捕報告の義務付け等の管理を開始し、R8.4から遊漁者や遊漁船・PBに対する届出制を導入。その他魚種については遊漁採捕量等のデータを収集するシステムを構築。

### （現状の分析）

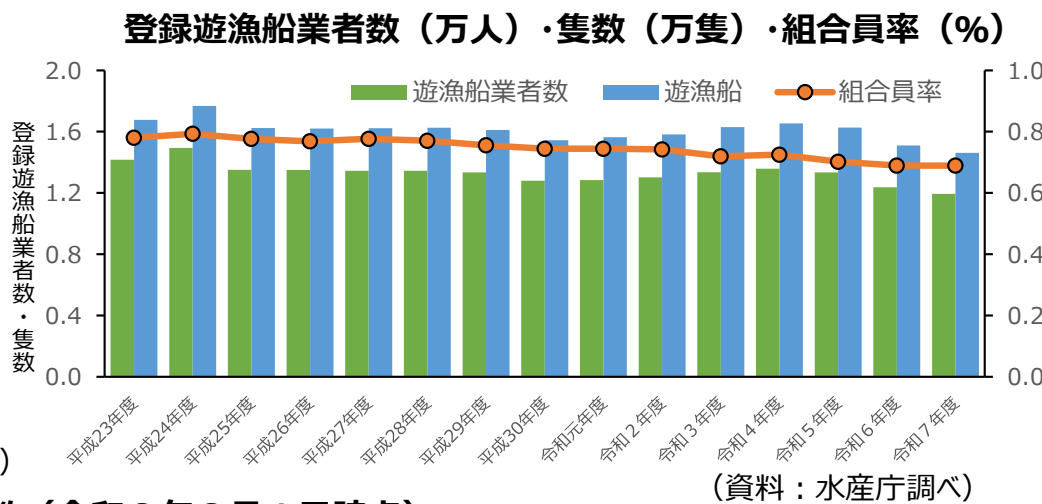
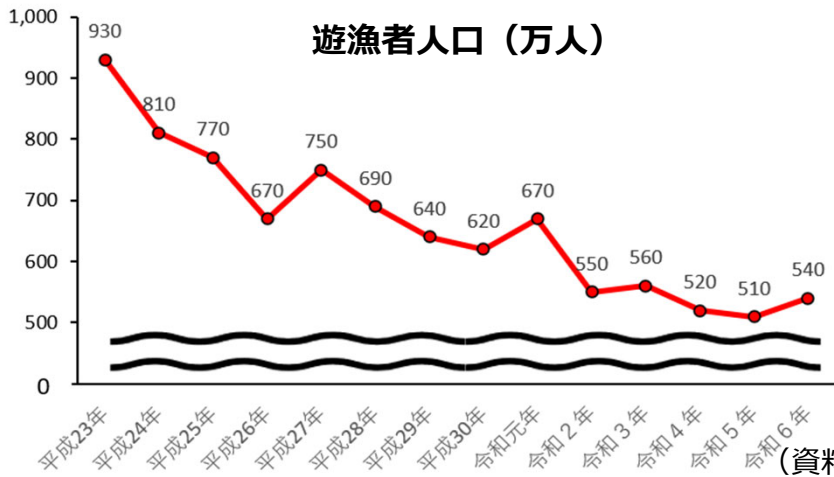
- 段階的にTAC管理を実施する「ステップアップ管理」の導入によりTAC管理の対象が拡大したが、漁業者の資源管理に対する理解は必ずしも十分とは言えない状況。
- IQ管理については大臣許可漁業での導入は進んだものの、導入に併せた規制撤廃は進んでいない。これは漁船の大型化等の規制緩和について、IQ管理を導入した魚種を漁獲する他の漁業者等からの理解が得られにくいことが要因と分析。
- クロマグロ遊漁については、届出制等により実態を把握しながら実効性のある管理を推進する必要。その他魚種については、マダイ等において資源管理の議論の中で漁業者から遊漁による採捕量把握等が求められている状況。
- なお、海洋環境の変化により、魚類の餌料となるプランクトンが減少するなどしており、マサバ、サンマ等、TAC管理の対象を含めて不漁が発生。その結果として、海面漁業生産量の減少傾向に歯止めはかかっていない。

### （検討の方向性）

- 海洋環境の変化を捉えるための資源調査・評価を行うとともに、漁業者の資源管理に対する意識向上や高度化する資源調査・評価への理解醸成を図るため、研究者及び行政等が連携した啓発活動を展開することが必要ではないか。
- 海洋環境の変動に対応した新たな操業への変革のためにも、IQ管理などのツールも活用し関係漁業者との十分な調整を行いながら、既存の規制の柔軟な見直しの検討が必要ではないか。
- クロマグロ遊漁については、本格的なTAC管理への移行に向けた体制整備のため、採捕実態や届出情報等を踏まえた実効性ある管理の検討が必要ではないか。その他魚種については、実態把握の優先度が高いものについて採捕量等の情報収集を推進し、遊漁による資源への影響について検討が必要ではないか。また、遊漁の情報収集や資源管理の体制整備等の観点から、遊漁船業法に基づく協議会制度等を活用した組織化が必要ではないか。

3-2 現状の分析

- R 6 年における遊漁者は540万人、R8.3における遊漁船業者数は1.2万人（うち漁協組合員である者の割合は約 7 割）、遊漁船は1.5万隻である。
- R 8 年に導入したくろまぐろ遊漁に係る届出制では、遊漁者は1.7万件、遊漁船業者は1.9千件の届出（R8.8時点）である。
- 遊漁が秩序を持って、かつ、持続的に発展することは漁村地域の振興・存続にとっても有益であり、漁場利用調整に支障のない範囲で水産関連産業の一つとして遊漁を位置付け。特に、遊漁船業は漁業者にとって地元で収入が得られる有望な兼業業種の一つであり、登録制度を通じた業の健全な発展を図り、漁村の活性化に活用する。



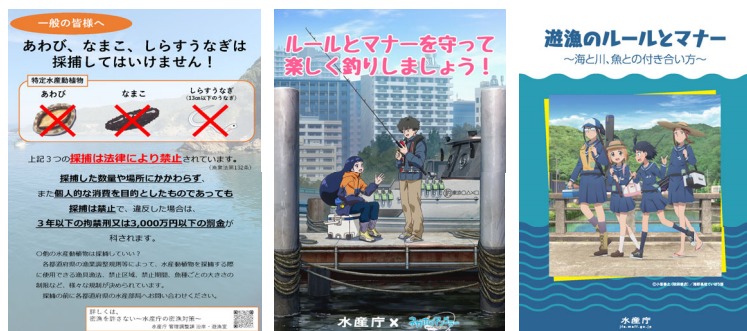
くろまぐろ遊漁に係る届出件数（令和 8 年 8 月 1 日時点）

| 対象者       | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に |                                                            |                                                                           |
|-----------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
|           | くろまぐろ（大型魚）釣りをしようとする<br><b>遊 漁 者</b>  | くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として<br>遊漁者を漁場に案内しようとする<br><b>遊 漁 船 業 者</b> | くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として<br>① 遊漁者を漁場に案内しようとする<br>② 自ら漁場に赴こうとする<br><b>PB運航者</b> |
| 届出件数      | <b>16,649件</b>                       | <b>1,923件</b>                                              | <b>4,085件</b>                                                             |
| 海域ごとの届出件数 | 太平洋：8,263件                           | 太平洋：885件                                                   | 太平洋：1,769件                                                                |
|           | 日本海・九州西：12,664件                      | 日本海・九州西：1,196件                                             | 日本海・九州西：2,861件                                                            |
|           | 瀬戸内海：1,084件                          | 瀬戸内海：48件                                                   | 瀬戸内海：128件                                                                 |

### 3-3 課題

- 遊漁による採捕について、釣りに係る技術の向上により多様な魚種が採捕されるようになっているが、H21年以降、公的な統計が存在していないこと、また、水産庁の報告システムの利用率が低いことから、直ちに採捕量の推定、資源評価への影響の調査を行うことは困難な状況である。
- 水産資源管理の観点からは、採捕するという点では漁業も遊漁も変わりはなく、遊漁についても漁業と一貫性のある管理の導入を検討する必要がある。
- 採捕量の推定手法の開発、システム利用の促進、資源管理の重要性等の周知や関係者の理解醸成を推進しつつ、採捕量の推定や資源評価への影響の調査等が必要である。
- 先行するくろまぐろ遊漁の資源管理については、数日間で採捕禁止、かつ、採捕上限を超過しているため、採捕上限の遵守を前提としつつ、関係者にとって納得感があり、実効性ある管理方法への改善が必要である。
- 一部地域において漁場の競合が生じていることから、遊漁と漁業の漁場利用調整、組織化等を通じた体制構築を通じて、遊漁及び遊漁船業の健全な発展又は漁村の活性化を図る必要がある。

#### 漁場利用調整に関するルール周知（例）



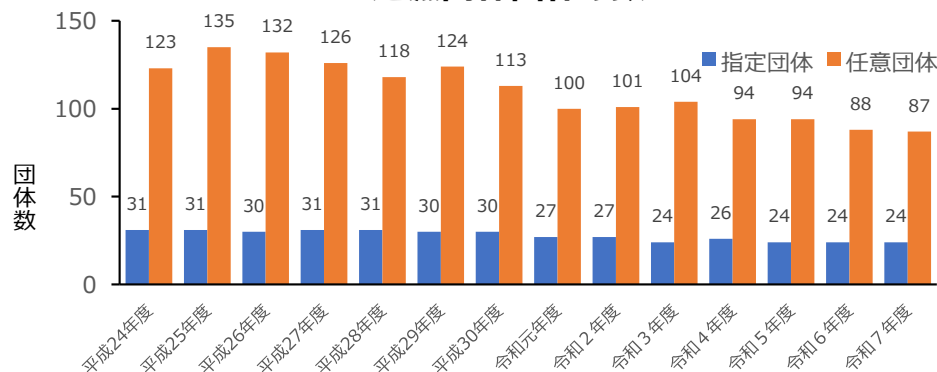
#### 採捕禁止の適用開始日（くろまぐろ遊漁）

|      | 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月 | 3月 |
|------|-----|-----|-----|-----|----|----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 令和5年 | 28日 |     | 18日 | 10日 | -  |    | 65日 |     |     | 24日 |    |    |
| 令和6年 | 6日  |     | 5日  | 10日 | 5日 |    |     | -   |     | 9日  |    |    |
| 令和7年 | 9日  | 14日 | 5日  | 4日  | 4日 | -  | -   | -   | 28日 | 19日 | 4日 | 4日 |
| 令和8年 | 5日  | 24日 | 3日  | 3日  | -  | -  | -   | -   | -   | -   | -  | -  |

※ 適用開始日は、当該期間における採捕開始日から起算した日数を記載。赤色の期間は当該期間における採捕上限を超過した期間。

（資料：水産庁調べ）

#### 遊漁関係団体の数



※ 指定団体とは、遊漁船業の適正化に関する法律第24条の規定に基づき指定された団体。

※ 任意団体とは、指定団体以外の事業協同組合等。

（資料：水産庁調べ）

（資料：上；水産庁、左下；香川県HP、右下；山口県HP）

## 3-4 今後の方向性

- 水産資源を利用する観点から、漁業だけでなく遊漁についても資源管理の対象とし、実態に即した管理手法の検討を進める。
- くろまぐろ遊漁については、R8年度から導入した届出制により収集した情報や遊漁実態を踏まえ、遊漁者、採捕数量、採捕時期・海域、遊漁船及びプレジャーボート等に関する情報を継続的かつ的確に把握する体制を強化する。その上で、遊漁船業者の営業機会や遊漁者の遊漁機会の確保と、採捕数量の適切な管理を両立するため、関係者の納得感や管理の実効性を踏まえつつ、管理手法の改善や見直しを推進する。また、遊漁関係者の組織化に向けた体制整備を推進するとともに、関係機関との連携を強化し、制度の周知、指導及び取締りを充実させる。
- くろまぐろ以外の魚種に関する遊漁については、
  - ✓ 漁業におけるTAC化の進展等に応じ、遊漁による採捕が資源評価・資源管理に与える影響や遊漁実態等を勘案し、優先度の高いものから採捕量等の情報収集・推計、管理手法の検討・試行を段階的に実施。
  - ✓ 特に、資源管理方針に関する検討会において、資源評価に与える影響等を評価するとともに、遊漁による採捕実態を踏まえ、ステップアップ管理方式におけるステップ2の終了までに遊漁の資源管理の方向性について結論を得ることとされているまい日本海西部・東シナ海系群については、関係県と連携し、遊漁実態を把握するための体制を早期に構築するとともに、採捕量等の情報収集を行う。
- 地域における漁業と遊漁による漁場利用の適正化が進むよう、海面利用協議会、協議会（遊漁船業法）等の活用により、遊漁船業者、漁業者、地域の関係者等の連携を図るとともに、沿岸漁場管理制度（漁業法）の活用を行うことで、遊漁を漁村における交流人口の拡大や地域経済の活性化につなげる取組を推進する。

### 協議会制度（遊漁船業法）

地域の水産業との調和のとれた遊漁船業の振興を図るため、都道府県知事は以下の者を構成員とする「協議会」を組織することが可能。協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその結果を尊重しなければならない。（法第28条）

【構成員】

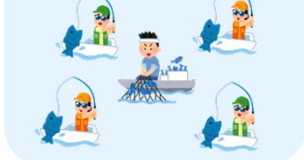
- ・地域の遊漁船業者又は遊漁船業団体
- ・漁業を営む者を組員とする漁業協同組合又は漁業協同組合連合会
- ・関係地方公共団体、学識経験者その他の都道府県知事が必要と認める者

例えば

海難発生時の  
救助体制の構築



漁業と遊漁船業の  
操業トラブル



遊漁の資源管理に対する  
協力体制の構築

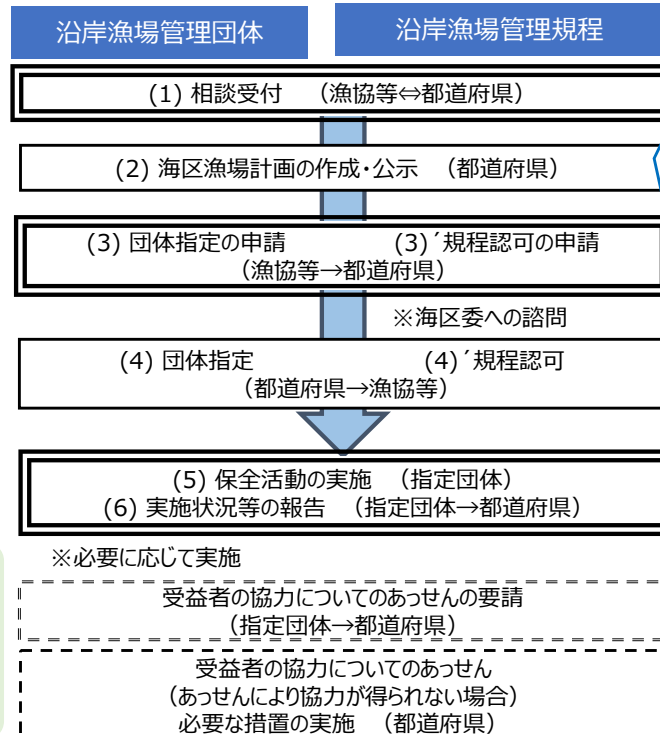


協議会を組織することにより、地域の実情に応じて、

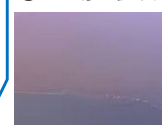
- ① 事故発生時における安全管理体制の構築
  - ② 漁業者と遊漁船業者間の操業や漁場利用に関するルール策定及びトラブル解決
  - ③ 遊漁における資源管理への協力体制の構築
- 等に取り組むことが可能となる。

（資料：水産庁）

### 沿岸漁場管理制度（漁業法）



① 漁場の状況に関する調査



- ・赤潮の発生  
状況の監視
- ・水底の底質の  
調査 等

② 水産動植物の  
生育に資する活動



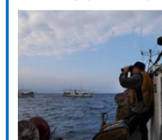
- ・漂流物の除去
- ・有害動植物の  
駆除 等

③ 漁業の対象となる  
水産動植物の増殖



- ・種苗の放流
- ・藻場・干潟  
の造成 等

④ 漁業関係法令に違反する行為  
を抑止するために必要な活動



- ・密漁監視
- ・啓発活動 等

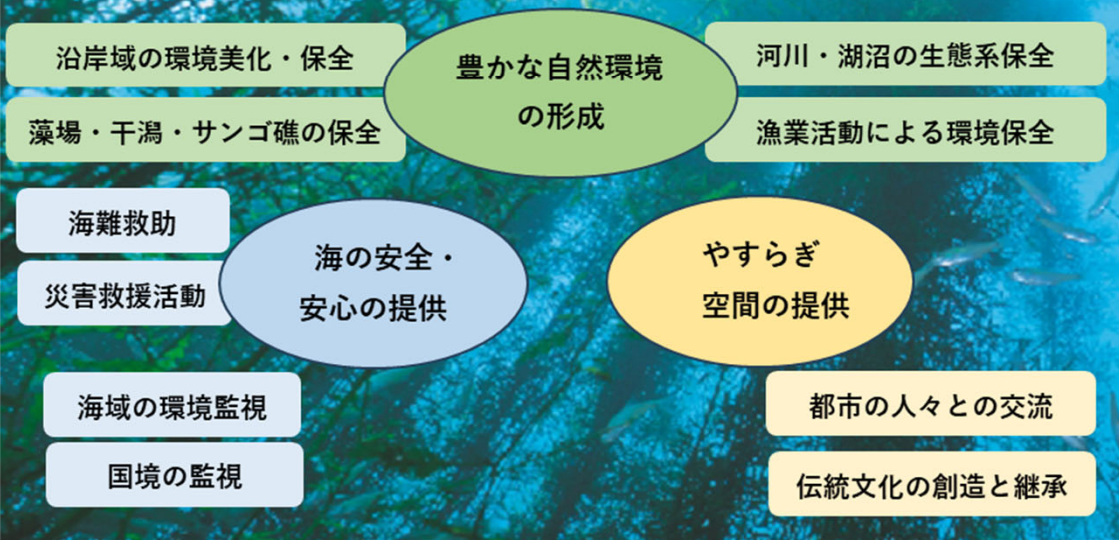
## 4.多面的機能

## 4-1 現状の分析

- 水産業・漁村は、水産物を供給する機能のほか、①自然環境を保全する機能、②国民の生命・財産を保全する機能、③交流等の場を提供する機能、④地域社会を形成し維持する機能等を有している。
- 地域において、これらの機能を維持するための各種活動が漁業者を中心に実施されており、特に藻場干潟を保全するには、継続した活動が必要となっており、漁業者の減少により活動の担い手が減少している。
- また、沿岸水域における保全活動は、良好な漁場を維持し、漁業生産力の発展に資するものであり、また、漁場を利用する者が広く裨益する取組。保全活動を都道府県知事の管理の下で、透明性を向上させて持続的に実施することができるよう、H30年の漁業法改正において、漁業法に基づく沿岸漁場管理制度の仕組みを新設した。
- 離島の水産業が有する機能は、我が国の領海、排他的経済水域の保全・管理の観点から、その重要性が増してきている。離島漁業集落の創意工夫による漁業再生活動等を支援し、離島の水産業が有する機能の維持を図っているところ。離島の漁業集落では、高齢化・人口減少が顕著であり、特に有人国境離島において状況が厳しいことを踏まえ、R8.7、改正有人国境離島法の成立（法の有効期限の10年延長等）により、支援が継続されることになった。

新鮮で安全な食料を安定的に供給することが  
水産業や漁村がもつ本来の役割です。

### 多面的機能とは



### 水産業の多面的機能を維持するための活動例



藻場保全のためのウニ駆除

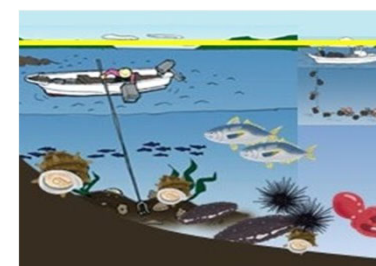


海藻種苗の投入



干潟の耕うん

### 水産業・漁村の有する多面的機能の例



国境監視機能、密漁防止



漁村の美しい景観、伝統文化等を用いた都市の人々との交流

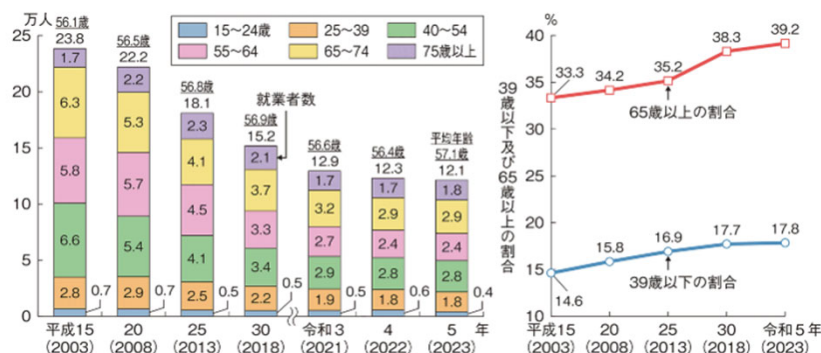
## 4-2 課題

- 藻場等保全に資する活動において漁業者の減少により担い手が減少し、活動の継続が難しくなることが懸念されている。環境・生態系保全活動の新たな担い手を確保する必要がある。
- さらに近年の水温の上昇による藻を食べる生物の増加・活発化等により漁場環境が悪化している。
- 藻場等保全活動を継続していくにあたり、環境改善効果の定量的な把握が難しい。
- 漁業者が減少し、行政による保全活動への支援も限界がある中で、保全活動を行う担い手及び民間による活動資金の確保が課題。加えて、沿岸漁場管理制度の活用事例が少ない。
- 離島の漁業集落において、若者を中心に人口流出が続いており、定着を図るためには、雇用の充実・拡大や安定的な収入源の確保が課題である。

### 【担い手の確保】

漁業就業者数は一貫して減少傾向にあり、保全活動の担い手を確保することが課題。保全活動の受益は広く地域住民等にも波及することから、地域の企業や住民も保全活動に参画するよう、働きかけていくことが重要。

【参考】漁業就業者数の推移



資料：農林水産省「漁業センサス」（平成15（2003）、20（2008）、25（2013）、30（2018）及び令和5（2023）年）及び「漁業構造動態調査」（令和3（2021）及び令和4（2022）年）

- 注：1）「漁業就業者」とは、満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者。  
 2）平成20（2008）年以降は、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まれなかった非沿海市区町村に居住している者を含んでおり、平成15（2003）年とは連続しない。  
 3）平均年齢は、「漁業構造動態調査」及び「漁業センサス」より各階層の中位数（75歳以上の階層については80を使用。）を用いた推計値。

### 【漁場環境悪化への対応】

近年の水温上昇の傾向は今後も続くと思われる中、悪影響を受けた漁場の改善を図るためには、漁場の状況を踏まえた効果的な取組を行うことが重要。



アイゴ、イスズミなどの  
植食魚の除去



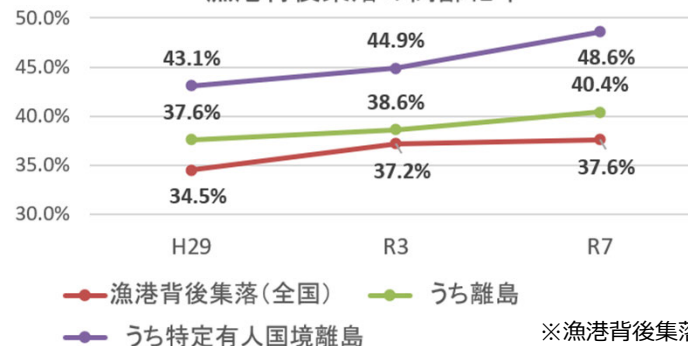
干潟の保護区域の倒壊

令和7年九州地方等大雨被害

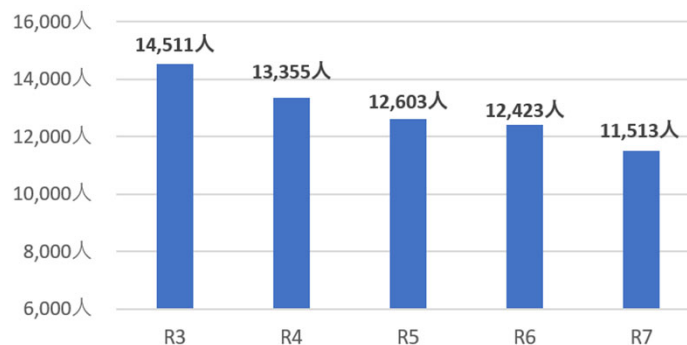
### 【離島の漁業集落における高齢化と就業者減少】

離島の漁業集落は、その条件不利性により、高齢化が顕著であり、漁業就業者の減少も進行。離島の漁業集落の維持・発展のためには、漁業就業者がそこで暮らしていくために十分な収入を得られる環境が確保される必要。

離島及び全国における  
漁港背後集落の高齢化率



離島における漁業就業者数〔人〕



※離島漁業再生  
支援等交付金を活  
用する漁業集落の  
就業者数

## 4-3 今後の方向性

- 当該活動の担い手を増加させるため、漁業者以外の地元住民・民間企業・NPO法人等の多様な主体が活動に参画するよう、漁業者と漁業者以外の者とのマッチング会の開催等を通じて参加を促していく。
- 藻場ビジョン※に基づき、海水温の上昇を踏まえた高温耐性海藻種の選定、広域的なモニタリング技術の導入等新たな知見の導入等を行う。
- 藻場等の保全活動の効果が適切に発現するよう、活動効果の把握・検証を行っているところ。今後、より詳細な検証を実施できるよう、PDCAを促進するとともに、研究機関と連携した効果検証等を検討する。
- 漁場環境の改善のためには、保全活動の継続・拡大が不可欠である。このため、都道府県への伴走支援を検討しつつ、既存の現場での取組と連携して沿岸漁場管理制度が活用されるよう後押し。また、沿岸漁場管理制度の活用事例を増やして、優良事例を横展開していくことで、持続可能な保全活動の実現を目指す。
- 国境監視をはじめとする多面的な機能を有する離島の漁業集落を維持するため、先端技術を導入した取組、滞在型観光と連携した取組等により、漁業集落による漁業再生活動を推進するとともに、漁業集落内の雇用拡充を図る。

※ ハード・ソフト対策が一体となった実効性のある効率的な藻場・干潟の保全・創造に向けた行動計画

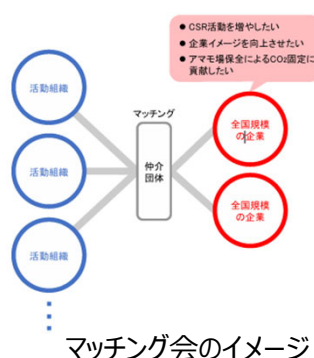
### ○多様な主体の参画促進

#### 【現在、行っている事項】

- ・事例集の作成（民間企業と連携した藻場保全活動の事例集、水産多面的機能発揮活動事例集）
- ・水産多面事業シンポジウムにおける優良事例の全国への周知

#### 【今後、実施を検討している事項】

- ・民間企業と活動組織のマッチング会の実施



マッチング会の風景

### ○効果検証の更なる強化

#### 【現在、行っている事項】

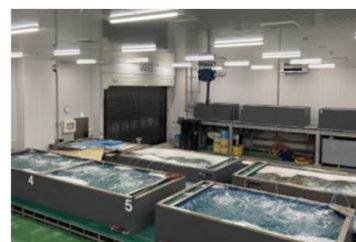
- ・令和7年度において、磯焼けが進んでいる現状を鑑み、要因を分析して、当該要因を踏まえた適切な対策を行うため、PDCAサイクルを徹底。
- ・活動海域における生物量の増加を目標として設定

#### 【今後、実施を検討している事項】

- ・研究機関と連携して、漁業者による把握が困難な海洋環境の把握に努め、さらなる効果的な取組を促進。

### ○離島の漁業集落における漁業再生活動・雇用拡充

#### 先端技術を導入し水産物の付加価値向上：漁業再生活動



スマート型蓄養（IoTセンサーで水質管理を高度化した蓄養イケース）



コンパクト化した活魚輸送ボックスを用いた、活魚輸送による出荷の拡大

#### 滞在型観光との連携による漁業集落内の雇用拡充



（ウニ獲り、ウニむき体験）



・来島観光客に漁業のことを楽しみながら学んでもらうアクティビティー

## **5.漁場環境の保全・生態系の維持**

## 5－1 漁村の活性化 （5） 漁場環境の保全・生態系の維持 ①藻場・干潟の保全・創造

### 水産基本計画（要約）

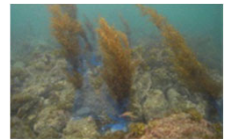
- 水産業・漁村の持つ水産物の供給以外の多面的な機能が将来にわたって発揮されるよう、一層の国民の理解の増進を図りつつ効率的・効果的に取組を促進。
- 広域的なモニタリング体制を構築し、海域ごとに有効な対策を図るとともに、漁業者等が行う藻場・干潟の保全などの水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する取組を推進。

### （取組、達成状況等）

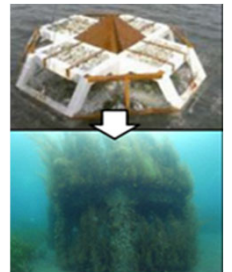
- 7,000ha（R8年度目標）を水産資源の増大の観点から維持・回復が必要な藻場として設定。衰退原因の把握、着定基質の設置等のハード整備や母藻の設置等のソフト対策を実施（R6年度末で6,737ha）し、概ね順調に進捗している。
- 漁業者が減少傾向にある中、将来的な水産業・漁村の多面的機能を発揮させるための担い手増加の取組として、漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業において、国民の理解増進の取組や漁業者以外の多様な主体の活動への参画を促進。国民の理解増進の取組は全国の約1／4の活動組織の実施に留まっており、多様な主体の参画も全体の3割程度に留まっている。

### （現状の分析）

- ハード・ソフト一体の取組を推進した海域においては、R6年度の目標に対する進捗割合が100%と、着実に藻場の保全・創造が図られている。他方、環境省の調査によると、全国の藻場面積は減少傾向にあり、その要因としては、海水温上昇等の影響が考えられる。
- 多様な主体の参画に関し、民間企業へのアンケート調査によると、漁業者との連携の仕方がわからず、活動を躊躇している企業が多く、多様な主体の連携が進まない大きな要因となっている。



母藻の設置  
（ソフト事業）



着定基質設置（ハード事業）

### （検討の方向性）

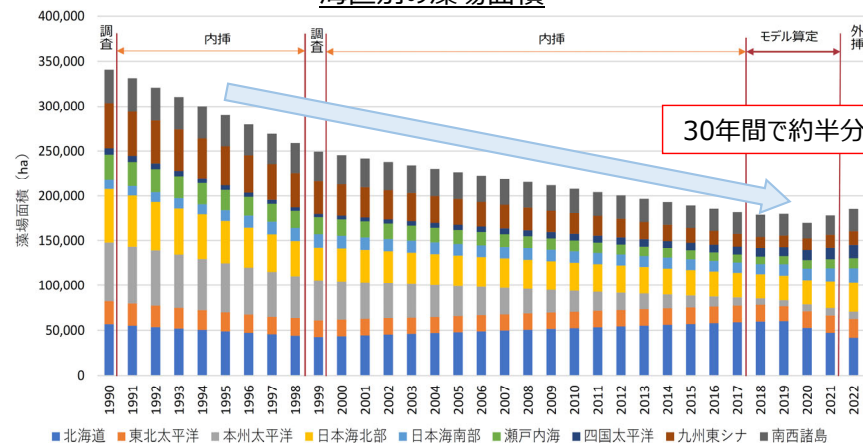
- 海洋環境変化を踏まえ、高水温耐性種の活用や新たな適地等における藻場の造成が必要ではないか。
- 漁港内の水域や構造物を活用し、藻場機能を付加させるなど環境を保全・創造する新たな取組が必要ではないか。
- 継続的な藻場の保全の取組のため、多様な参画を促すマッチング会等を実施し、ブルーカーボン制度の活用を含めた民間企業等との連携について検討が必要ではないか。

## 5 - 2 現状（①藻場・干潟の保全・創造）

- 藻場・干潟は、水産生物の産卵・成育の場としての機能や、有機物の分解等による水質浄化機能を有し、沿岸域の良好な環境保全に重要な役割を果たしている。
- 高度経済成長期の沿岸域の開発や、地球温暖化に伴う海水温上昇等を背景としたウニ・アイゴ等の植食動物の摂食などにより「磯焼け」が全国各地の沿岸で発生、藻場面積は過去に比べて大きく減少した。また、干潟の生産力が低下した。
- 「水産業に関する世論調査（速報）」において、水産業が持つ「多くの魚介類の産卵場・育成場・餌場となる藻場、干潟などの環境を保全する機能」に6割の回答者が期待している。
- 海藻が着生しやすい基質の設置や干潟の造成等のハード対策と、植食生物の駆除等のソフト対策との一体的な実施を行った。
- 水産資源の増大の観点から維持・回復が必要な7,000haの藻場の保全・創造に関する今次漁港漁場整備長期計画における目標「藻場の保全・創造の取組を実施する全ての海域において、取組実施箇所の藻場面積を維持・回復させる」の進捗率は98%である（R7年度末時点）。

### 【藻場面積の変化】

海区別の藻場面積



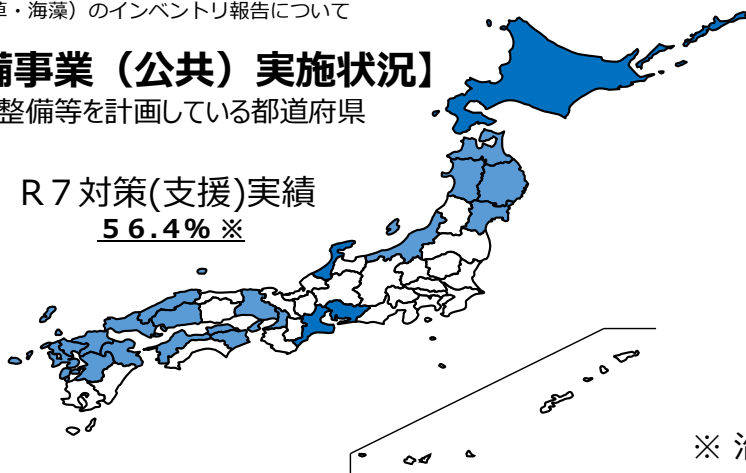
※2024年1月時点の試算値であり、2024年提出GHGインベントリとは値が異なる可能性がある。

資料：環境省「藻場（海草・海藻）のインベントリ報告について」

### 【水産基盤整備事業（公共）実施状況】

藻場（増殖場含む）の整備等を計画している都道府県

R7 対策(支援)実績  
56.4% ※



### 【藻場衰退を抱える都道府県の推移】

1980年頃：  
24 都道府県

2021年：  
31 都道府県



資料：水産庁調べ

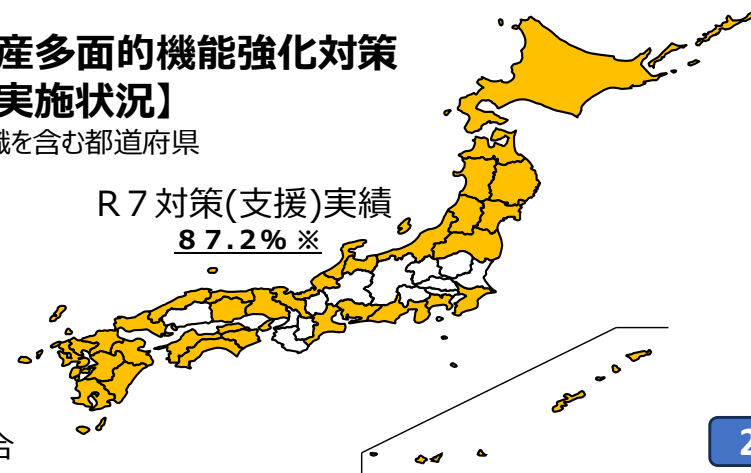
### 【干潟の生産力低下】

南方系魚類であるナルトビエイの来遊による二枚貝の捕食や貧酸素水塊の発生、陸上からの砂の供給の低下や円滑な物質循環の滞り等により、干潟における二枚貝類の生産力が低下している状況

### 【漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業（非公共）実施状況】

藻場保全を行う活動組織を含む都道府県

R7 対策(支援)実績  
87.2% ※



※ 沿海都道府県(39)に占める割合

5-2 現状（①藻場・干潟の保全・創造）

- 磯焼けの原因と具体的な対応策を「磯焼け対策ガイドライン」（R3年）として取りまとめるとともに、同ガイドラインを補完する手引き等を作成・公表した。
- 新しい知見や各地の取り組み事例を共有し、全国の活動内容の改善や活性化を図ることを目的に、地方公共団体、漁協、試験研究機関、民間企業等が参加する「磯焼け対策全国協議会」を毎年開催している。
- 「ブルーカーボン」は、沿岸・海洋生態系が光合成によりCO<sub>2</sub>を取り込み、その後、海底や深海に蓄積される炭素。主要な吸収源としては、藻場（海草・海藻）や塩性湿地・干潟、マングローブ林があげられ、これらを「ブルーカーボン生態系」と呼称される。
- 国土交通省、環境省などと連携してブルーカーボン生態系の活用等による温室効果ガス吸収源対策に係る取組を推進した。
- 国立研究開発法人水産研究・教育機構では、「海草・海藻藻場のCO<sub>2</sub>貯留量算定ガイドブック」を作成した。
- 各国は、気候変動枠組条約（UNFCCC）に基づき、自国の温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）を作成し、毎年、国連に提出・報告。本年(2026年)の報告書では、海草・海藻藻場におけるCO<sub>2</sub>吸収量は合計約32万tと報告した。
- ブルーカーボン由来のカーボンクレジットであるJブルークレジットについて、R2年度の初認証からR7年度までに、のべ153件、約1.2万t-CO<sub>2</sub>が認証された。



【Jブルークレジット®認証実績】

| 年度   | 認証件数<br>(うち新規) | 認証量<br>(t-CO <sub>2</sub> ) |
|------|----------------|-----------------------------|
| R2年度 | 1 (1)          | 22.8                        |
| 3年度  | 4 (3)          | 80.4                        |
| 4年度  | 21 (18)        | 3,733.1                     |
| 5年度  | 29 (19)        | 2,170.3                     |
| 6年度  | 46 (20)        | 3,178.3                     |
| 7年度  | 52 (26)        | 3,089.9                     |
| 累計   | 153 (87)       | 12,274.8                    |

87プロジェクトのうち、  
・約8割で漁業者が参画  
・約5割で民間企業が参画  
・その他、協議会、教育機関  
等多様な主体が参画

【森林等の吸収源対策によるCO<sub>2</sub>吸収量】

※ 2024年度の値  
(単位：万t-CO<sub>2</sub>)

| 森林    | 農地  | 都市緑化 | 沿岸湿地※ | 計     |
|-------|-----|------|-------|-------|
| 4,368 | 694 | 140  | 32    | 5,234 |

※沿岸湿地の吸収量はほぼ「海草・海藻藻場」によるもの  
出典：2026年日本国温室効果ガスインベントリ報告書を基に作成

■直近のJブルークレジット取引実績  
(R8.6.29 公表分)

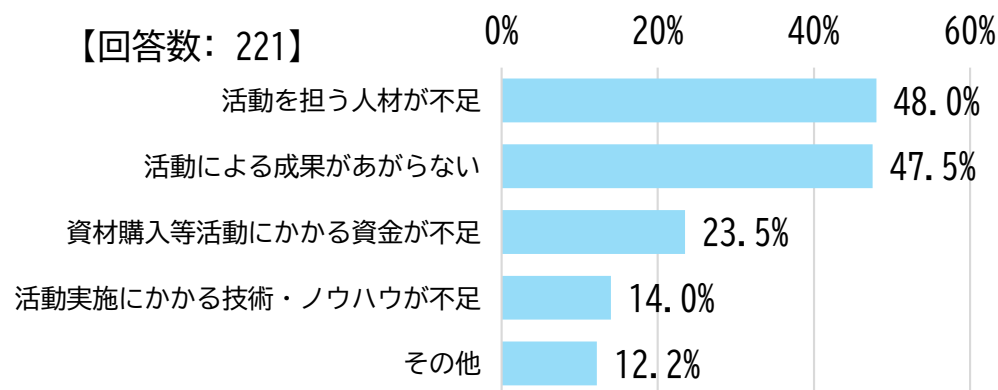
- ・ 公募対象 : 10プロジェクト
- ・ 譲渡総量 : 99.2 (t-CO<sub>2</sub>)
- ・ 平均単価 : 81,149円/t-CO<sub>2</sub>
- ・ 購入企業・団体 : のべ67事業者

資料：ジャパンブルーエコノミー技術研究組合公表資料を基に作成

## 5-3 課題（①藻場・干潟の保全・創造）

- 漁港内の水域や構造物を活用し、藻場機能を付加させるなど環境を保全・創造する取組の強化が必要である。
- 藻場・干潟の保全活動においては、人材不足、資金不足などにより活動の継続性が課題である。
- 我が国沿岸では、海水温上昇により植食生物の分布拡大や活発化、高水温による立ち枯れなど藻場の衰退が顕在化している。
- 藻場保全・創造の実施に係る技術・ノウハウが不足している。
- 藻場が有する多様な機能の科学的評価が不十分である。

### 【藻場保全活動組織における課題についてのアンケート調査結果】



資料：水産庁調べ

- ・持続的な藻場保全体制を構築するにあたり、浜（活動組織）と民間企業との連携の可能性や課題を把握するためアンケート調査。
- ・活動組織287団体、民間企業約3,000社を対象にR6.7～8に実施。
- ・有効回答は、活動組織221団体(77%)、民間企業329社（11%）

### 【海水温上昇による主な影響】

#### ■ 高水温の海藻への直接的な影響

海水温が生育上限温度に達することによる枯死又は生長の抑制



高水温による枯死

#### ■ 植食動物の活発化による影響

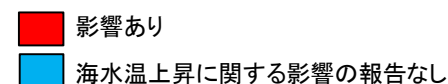
植食性魚類（アイゴ、イスズミ、ブダイ等）  
やウニ類の摂食活動の増大／長期化  
や生息域の拡大



アイゴの摂食活動

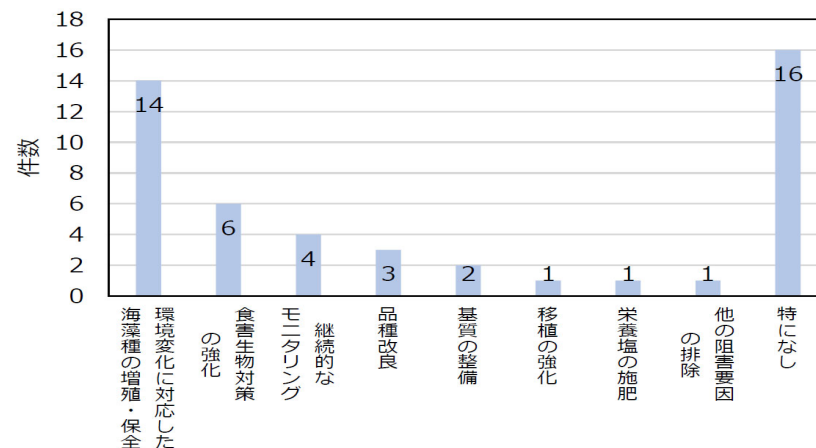
### 【海水温上昇に関するアンケート調査結果】

○海水温上昇の影響の認識状況



※ 約8割（31/39）の地域で海水温上昇によると思われる影響を認識

○海水温上昇への対応に必要と考える対策についてのアンケート回答



資料：水産庁調べ

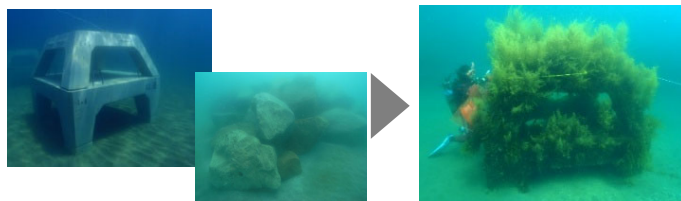
- ・海水温上昇が藻場へ及ぼす影響の発現状況を把握するためのアンケート調査。
- ・39都道府県の水産担当者、研究機関を対象にR4.7～8に実施。
- ・39都道府県の回答を回収。

## 5-4 今後の方向性（①藻場・干潟の保全・創造）

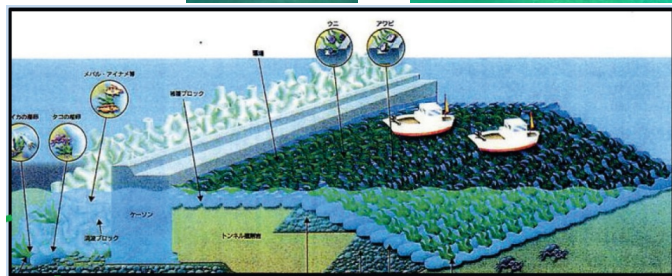
- ネイチャーポジティブにも資する藻場・干潟の保全・創造のためのハード、ソフト一体的な取組、「藻場造成型漁港施設の整備ガイドライン（R7.5）」を活用した自然環境と調和した漁港づくりに取り組む。
- 持続的な藻場保全体制を構築するため、地元民間企業との連携などの多様な主体の参画を促進するとともに、ブルーカーボン生態系である藻場の保全・創造において「ブルークレジットの各地での活用事例の横展開や制度の周知を推進する。
- PDCAサイクルを適切に運用するため、対策の実施後のモニタリングの強化を検討する。
- 海水温上昇に対応するため、高水温下で生育可能な海藻や、海水温が比較的抑えられている場所の活用による藻場造成を推進する。
- 「磯焼け対策ガイドライン」等の技術資料の充実、「磯焼け対策全国協議会」による情報共有を継続的に実施する。
- 藻場が有する機能の科学的評価の充実を図る。

水産基盤整備事業（公共事業）により地方公共団体等が実施する藻場造成等を支援

ブロックなど  
基質の設置



藻場造成構造  
を有する防波堤



藻場保全活動における理想的な実施体制

漁業関係者

専門家

多様な主体  
の参画

行政

地域住民  
NPO等

- ・カーボクレジット
- ・ふるさと納税
- ・体験型環境学習
- ・ダイビングショップとの連携
- ・観光業との連携
- ・海業

一体的な実施

漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業（非公共事業）により漁業者等で構成する活動組織による藻場の保全活動等を支援



母藻の設置



ウコの除去

ドローン等を活用した  
藻場モニタリング



海水温上昇への対応した藻場保全

### ■ 高水温耐性種の選定

- ・対象海域の海水温において、生育可能な海藻種を選定
- ・生態系保全の観点から周辺海域で生育が見られる海藻種が確認
- ・母藻や種苗の確保の可能性を確認
- ・海水温が上昇した将来におけるハビタットマップの確認

### ■ 対策適地の検討（効果が期待できる場所の検討）

- ・一般的に海水温が上昇している中でも、深場や河口周辺の沿岸域など海水温上昇が抑えられている対策適地の探索
- ・水温に加え、光合成に必要な光量や施工性等も考慮

## 5－5 漁村の活性化 (5) 漁場環境の保全・生態系の維持 ②赤潮対策

### 水産基本計画（要約）

- 瀬戸内海について、栄養塩類も含めた水域の状況及び栄養塩類と水産資源との関係に関するデータの収集や共有等を図り、地域による栄養塩類管理方策の策定に寄与。また、栄養塩類の不足が懸念されている他の水域についても、地方公共団体等と協力・連携して、栄養塩類と水産資源との関係に関する調査・研究を推進。
- 従来とは異なる海域で赤潮が発生している状況も踏まえて、地方公共団体及び研究機関等と連携し、赤潮発生モニタリング、発生メカニズムの解明、発生の予測手法及び防除技術等の開発に取り組む。また、ICT 等による自動観測装置を活用し、迅速な情報共有によるモニタリングの強化を図るための技術開発を支援。

### （取組、達成状況等）

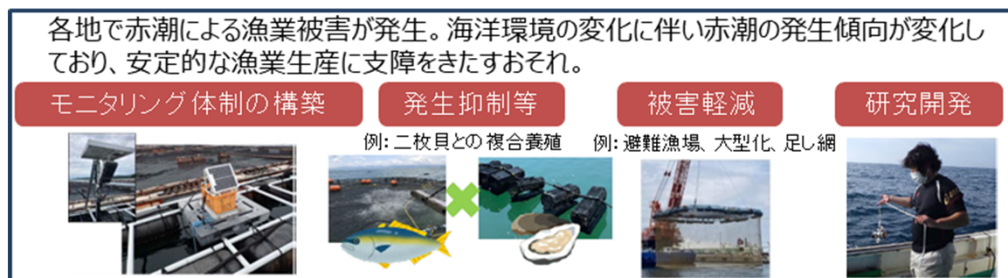
- 瀬戸内海では、R8.3現在で兵庫県、香川県、山口県、愛媛県の4県において栄養塩類管理計画を策定。東京湾、伊勢・三河湾では研究機関、漁業関係者等と連携し、栄養塩類等の水質環境の変化がプランクトン等の低次生態系に与える影響等の調査を実施。
- 地方公共団体、研究機関等と連携し、赤潮発生モニタリング技術の開発・実証、赤潮発生予察手法の開発、被害軽減技術（効率的な防除剤散布手法や足し網など）の開発を実施。
- 赤潮の発生・拡大は海水温や降水量等の環境条件により影響を受けるものの、R6年度に大規模な赤潮被害（約31億円）が発生した海域においては、R7年度の被害額は約1億円と「赤潮被害額31億円以下への抑制」という目標を達成。

### （現状の分析）

- 瀬戸内海において、栄養塩類管理計画が進んでおり、これは水産庁の調査研究（委託事業）で得られた栄養塩類供給に関するシミュレーション等の知見を関係府県に提供していることが計画策定につながった要因と分析。また、瀬戸内海以外の海域（東京湾、伊勢湾）においても、地域のニーズに応じて「栄養塩類管理計画」の策定が可能となる制度について環境省（中央環境審議会）において議論されており、今後、制度実施に向けた取組が加速。
- R7年度の被害額は約1億円と、赤潮被害額の抑制を達成。これは、赤潮モニタリング技術の開発を行い、現場で活用することで早期に赤潮を発見し、対策を講じたことが要因と分析。

### （検討の方向性）

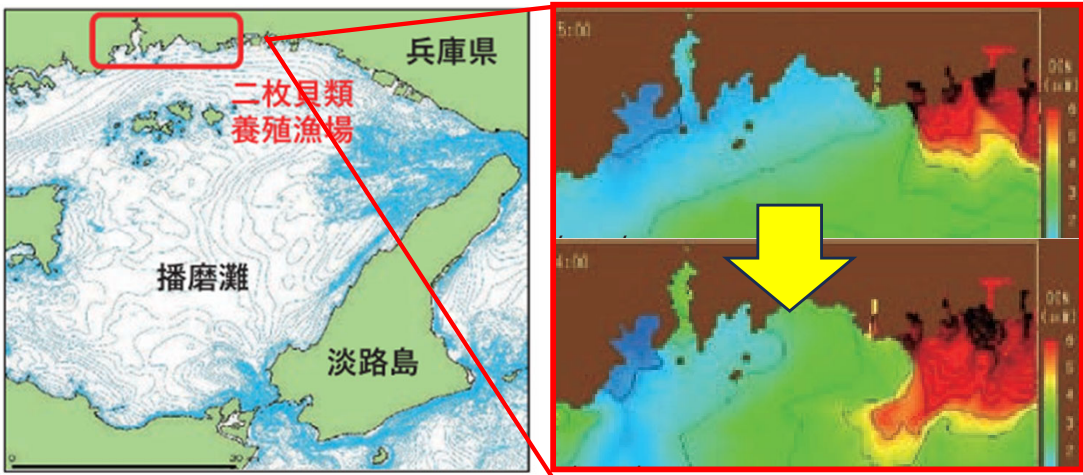
- 調査研究の継続とこれによる知見を引き続き関係府県に提供していくことに加え、環境変動による漁業生産への影響を把握し、漁業者自らが栄養塩類も含めた水域の状況をモニタリングできる体制の構築が必要ではないか。
- 海水温上昇等の環境変動の影響により、赤潮被害の発生が懸念されており、引き続き、効率的なモニタリング技術の開発・実証、赤潮発生予察手法の開発、被害軽減技術の開発を行うことに加え、実証された手法や技術の普及により今後の赤潮による被害金額を抑制することが必要ではないか。



## 5-6 現状の分析 (②栄養塩類管理等)

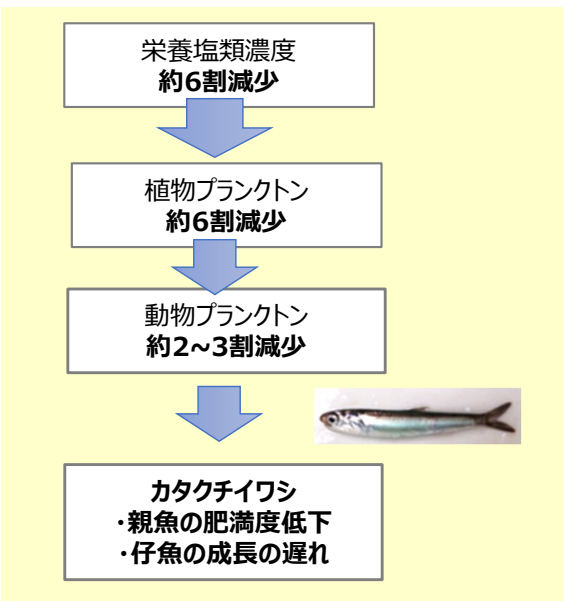
- 瀬戸内海等の閉鎖性水域において水質浄化が進む中で、イカナゴ、アサリ等水産資源の減少や養殖ノリの色落ちが発生した。瀬戸内海については水産研究・教育機構、関係自治体の研究機関、漁業関係者等が連携し、水産資源の生産性確保のため、栄養塩類も含めた水域の状況、栄養塩類と水産動植物との関係に関するデータの収集や、海域への栄養塩類供給に関するシミュレーション等を実施し、下水処理施設等からの栄養塩類供給効果を分析した。
- 瀬戸内海では、こうした科学的知見を踏まえ、R4年以降、兵庫県、香川県、山口県、愛媛県の4県で栄養塩類管理計画を順次策定した(R8.3時点)。
- 瀬戸内海以外(東京湾、伊勢・三河湾)においても研究機関、漁業関係者等と連携し、栄養塩類等の水質環境の変化がプランクトン等の低次生態系に与える影響等の調査や、海域への栄養塩類供給に関するシミュレーション等を実施した。
- また、河川環境の改善等を目的として、ダムからのフラッシュ放流や下流域への土砂還元などが行われており、これらは海域への栄養塩類の供給の観点からも着目すべき取組である。

### 海域への栄養塩類の供給に関するシミュレーション



下水処理施設等から海域へ栄養塩類を供給した際の、海域への広がりや植物プランクトンの増加効果などを分析し、得られた知見を関係自治体や研究機関に提供することで地域の栄養塩類管理に寄与。

### 栄養塩類等が水産資源に及ぼす影響に関する調査研究



瀬戸内海(燧灘)において、栄養塩類の減少などの海洋環境変化により、カタクチイワシの餌となる動物プランクトンが減少し、カタクチイワシの親魚の肥満度の低下や仔魚の成長の遅れが発生している可能性を示唆。  
※一方で、閉鎖性海域の環境は、気候変動に伴う海水温の上昇、埋立て等による生物の生息場の減少、赤潮や貧酸素水塊の発生等の様々な要因が複合的に影響した結果であることから、総合的に検討する必要がある。

## 5－7 課題・今後の方向性 （②栄養塩類管理等）

### 【課題】

- 連続性のある栄養塩類等の海洋環境データ収集の効率化や、急激な環境変動による漁業生産への影響の的確な把握が必要である。
- 瀬戸内海において「栄養塩類管理計画」による栄養塩類管理が進んでいるものの、水産資源への効果を評価し、より生産を向上させる取り組みが必要である。
- 瀬戸内海以外での地域による栄養塩類管理方策の策定を検討する必要がある。  
※ 中央環境審議会では、瀬戸内海以外も地域のニーズに応じて「栄養塩類管理計画」の策定を可能とする制度の導入についての答申が出されており、環境省では今後、制度の実施に向けた検討が行われる見込み。
- 栄養塩はもとより河川から流入する流砂等が水産生物を含む生態系全体に与える影響について、科学的な知見を充実させる必要がある。

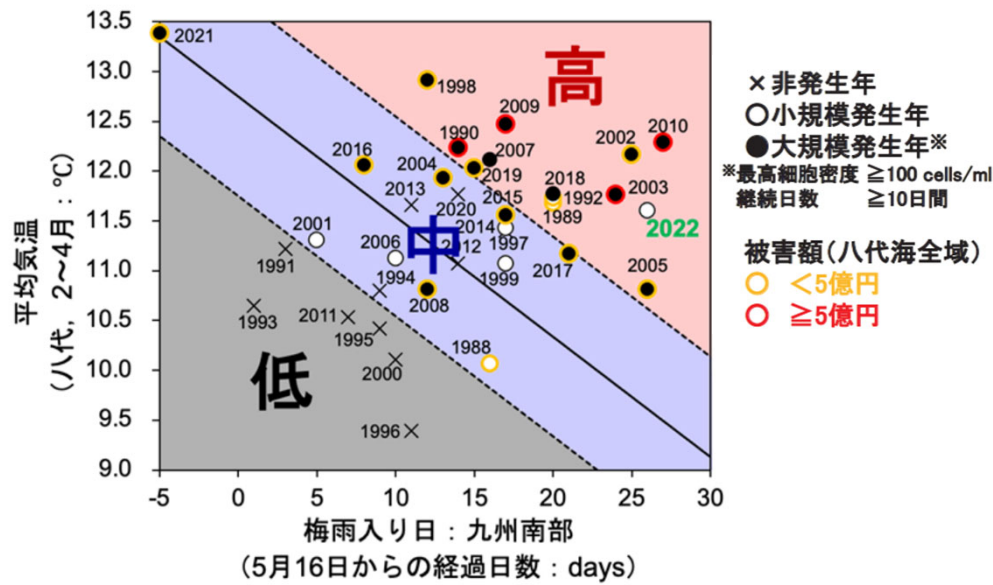
### 【対応の方向性】

- 閉鎖性水域における栄養塩類等の海洋環境のモニタリングについては、環境変動による漁業生産への影響を的確に把握し、栄養塩類も含めた水域の状況を把握できるよう漁業者自らが参加するデータ観測、収集体制の構築を検討する。あわせて、環境省などの関係省庁や自治体とも連携を図りながら、安定的な漁業生産の確保に向けた迅速な対応を検討していく。
- 瀬戸内海においては、
  - ① 栄養塩類管理計画の策定意向のある自治体に対しては、引き続き水産研究・教育機構や関係自治体の研究機関等と連携して栄養塩類の供給シミュレーション等を実施し栄養塩類管理計画の策定を後押ししていくとともに、
  - ② 策定済みの自治体に対しては、計画に基づく栄養塩類管理による水産資源への効果などをよりの確に評価ができるよう、水産研究・教育機構や関係自治体の研究機関等と連携して取組を検討する。
- 瀬戸内海以外では、環境省による制度の検討状況も踏まえつつ、地域による栄養塩類管理方策の策定に寄与できるよう、水産研究・教育機構や関係自治体の研究機関等と連携して栄養塩類の供給シミュレーション等の取組を検討する。
- 関係省庁との連携の下、海域における生態系の変化を把握するため、環境DNAなどを活用したモニタリング手法について検討を進めるとともに、陸域と海域のつながりを意識した取組を推進する。

5 – 8 現状の分析 (③赤潮対策)

- 赤潮や貧酸素水塊による漁業被害を軽減するためには、早期かつ的確な赤潮等の情報の把握や関係者への共有が重要であり、これまで関係自治体、研究機関等と連携し、赤潮の発生メカニズムの研究、モニタリング技術、赤潮発生の予測手法、被害軽減技術等の開発に取り組んできた。
- これまでの研究開発の成果を活用し、R 8 年度に大規模な赤潮が発生した八代海においては、モニタリングにより事前に発生を予測し、研究機関等から漁業関係者に注意喚起を実施し、これまでに開発・普及された赤潮被害軽減対策（一時的な給餌の停止、赤潮防除剤散布や足し網の設置等）が導入されていた施設や一部の海域では赤潮被害が軽減された。
- しかしながら、R 8 年度の八代海では、有害赤潮プランクトンが確認された直後に急速に拡大し被害が発生する、これまで赤潮による被害が少なかったため生簀の避難先として整備されていた海域においても大規模な赤潮被害が発生する等、従来と異なるパターンや海域で赤潮が発生しており、過去 5 年間に於いて 1 億円以下の被害であった鹿児島県においても、20億円を超える大規模な被害が発生した。

八代海における赤潮発生の中長期予測手法の開発



有害赤潮プランクトンの増殖特性やこれまでの環境データを蓄積・分析することで、大規模な赤潮発生の可能性を評価する手法を開発。

八代海（熊本県）における有害赤潮プランクトンの確認から被害発生までの日数の比較

| 年度            | R5   | R6   | R7   | R8   |
|---------------|------|------|------|------|
| 初発日           | 6/5  | 5/29 | 8/7  | 6/11 |
| 警報発令          | 6/14 | 5/30 | 8/12 | 6/16 |
| 被害発生          | 6/24 | 6/22 | 9/9  | 6/23 |
| 初認から被害発生までの日数 | 19日  | 24日  | 33日  | 12日  |
| 警報から被害発生までの日数 | 10日  | 23日  | 28日  | 7日   |

赤潮による近年の3県（熊本・長崎・鹿児島）における被害額

|               | R3年度  | R4年度   | R5年度   | R6年度   | R7年度  | R8年度<br>(8/31時点<br>公表情報) |
|---------------|-------|--------|--------|--------|-------|--------------------------|
| 熊本県           | 0.9億円 | 19.7億円 | 15.4億円 | 14.8億円 | 0.9億円 | 13.6億円                   |
| 鹿児島県<br>(八代海) | -     | 0.09億円 | 0.5億円  | 1.0億円  | -     | 24.1億円                   |
| 長崎県           | -     | -      | 11.0億円 | 15.5億円 | -     | -                        |
| 合計            | 0.9億円 | 19.8億円 | 26.9億円 | 31.3億円 | 0.9億円 | 37.7億円                   |

## 5－9 課題・今後の方向性 （③赤潮対策）

### 【課題】

- これまでに赤潮被害が頻繁に発生していた八代海においては、これまでの気温、水温、降雨による河川からの栄養塩類の流入、気象情報等の環境データを蓄積・分析することにより、大規模な赤潮発生については年単位での一定程度の予測が可能となりつつある。しかしながら、赤潮被害を軽減するためには、有害赤潮プランクトン増殖の発生海域・時期についてのより詳細な分析、養殖生簀が設置されている漁場への流入予測等の精度向上が必要である。
- 有害赤潮プランクトンが確認され次第、直ちに防除剤を散布する等により、赤潮の拡大を抑制できた海域もあったことから、防除散布技術の評価検証を行い、ドローン等も活用した更なる防除技術の高度化が必要である。
- R8年度の赤潮で見られた、有害赤潮プランクトンの発生確認からへい死被害に至るまでの急速な拡大、これまで赤潮被害が発生しにくかった避難漁場のある海域からの赤潮発生など等、新たな発生パターンや特徴について科学的な分析とデータの蓄積が必要である。
- これまでと異なるパターンで赤潮が発生した海域においても、養殖生け簀の足し網や大型化は被害の軽減対策として有効であったことから、海域の特性や養殖魚毎の生育過程なども踏まえた足し網・大型化の普及や適切な避難漁場設定などの対策の更なる推進が必要である。
- これまでの赤潮対策だけでは、新たな赤潮の特徴に対処し切れない部分について、科学的な原因分析を踏まえた、新たな対応策の早急な検討が必要である。

### 【対応の方向性】

- これまでの赤潮の発生パターンに加え、今後も最新の赤潮発生データの分析に取り組み、予察技術の精度向上や防除技術の高度化、漁業関係者や研究機関等と連携したモニタリング体制の整備・強化等を検討する。
- R8年度赤潮に関する科学的解析と、関係自治体、研究機関、漁業者と連携した新たな対策、体制の構築を検討する。
- R8年度赤潮で有効性が改めて確認された養殖生け簀の足し網や大型化の普及を引き続き行うとともに、海域特性等により足し網や大型化が困難な場合の適切な避難漁場の設定等の対応策を検討する。
- 赤潮が、これまでと異なるパターンで発生していること、また、新たな海域においても発生し得ることを前提とし、近年の海洋環境の変動に対応した養殖手法の開発・普及や育種開発を検討する。

## 5-10 現状の分析 海洋環境の保全（④海洋プラスチックごみ・油濁・野生生物）

### 【海洋プラスチックごみ】

- 海鳥や海洋生物の誤食、ゴーストフィッシングなど海洋プラスチックごみ問題に対して国内外で高い関心が集まっており、国際的には海洋プラスチック汚染をはじめとするプラスチック汚染対策に関する法的拘束力のある文書（条約）の策定に向けた交渉や既存の国際機関における漁具マーキングの義務化や遺失漁具の報告義務化等に向けた検討が継続中である。
- 海洋プラスチックごみの発生源は陸域からが86%、漁業からが9%という国際的な推計※がある。我が国では、漁具として製造される年間約2万tのプラスチック類のうち、約2,400tが海洋に流出しているとの推計もある。
- 海洋プラスチックごみ対策については、漁業系廃棄物処理の適正化や漁業者の自主的な海底ごみの回収の促進、更なる取組として漁具リサイクルの取組や生分解性漁具の開発支援、マイクロプラスチックが水生生物に与える影響調査を実施する。
- 漁具リサイクルについては、水産系プラスチック資材リサイクル推進協議会（通称Re:ism(リズム)）がR8.2に設立され、関係業界が協同してリサイクルに取り組む体制が構築された。

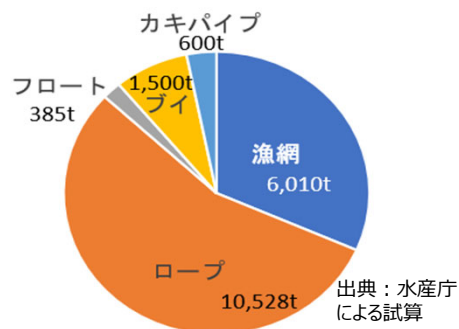
### 【油濁・野生生物】

- 船舶等からの油流出による漁業被害が引き続き発生しており、講習会の開催や専門家派遣等により被害軽減を支援する。
- 野生生物による漁業被害については、広域に分布・回遊し、広域的な被害の防止・軽減に効果があるものを「有害生物」として指定した上で、漁業者への情報提供、駆除活動への支援や被害防止策の開発・実証等を実施する。

※EUNOMIA社による調査

### 【我が国プラスチック製漁具の製造量の内訳】

（年間約2万t）



出典：水産庁による試算

### 【我が国プラスチック製漁具の流出量】

年間2,382 t

（業界のアンケートによる推計値）

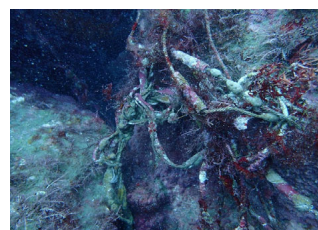
出典：「令和7年度漁業種類別プラスチック系漁具海洋流出量調査」の結果（公財）海と渚環境美化・油濁対策機構

（参考）  
広島県の流出防止の取組  
・カキ養殖用パイプ（通称カキパイプ）が、流出し、漂着ごみとなっていることが指摘されていた。  
・県下養殖業者は、処理計画を作成し回収体制を構築して実行したことで、県内海浜への漂着量は、**17.5 t (H30) → 1.5 t (R5)**と大幅に減少。

### 【流出漁具の影響】

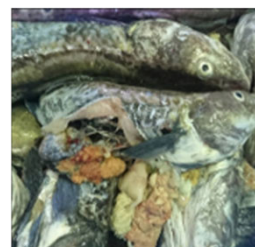


海岸に打ち上げられたカキ養殖用パイプ（出典：海洋政策研究所）



出典：WWFジャパン、ゴーストギア調査隊（西伊豆町、令和5年）

### 【野生動物による被害】

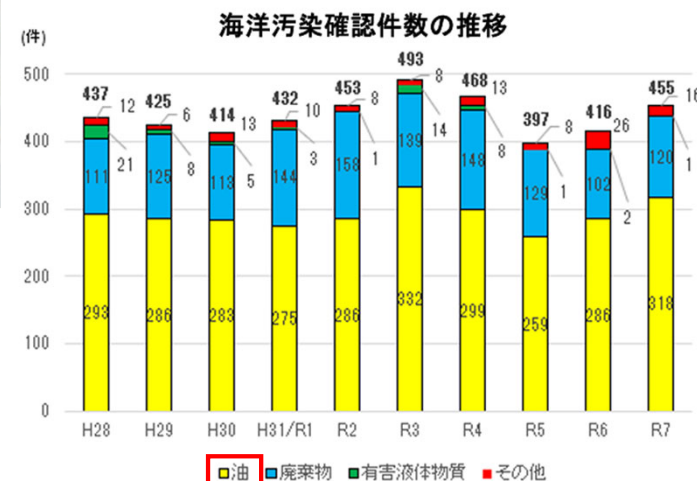


漁獲物の被害



定置網への大量入網

### 【海洋汚染確認件数の推移】



出典：海上保安庁「令和7年の海洋汚染の現状」

## 5-11 課題 海洋環境の保全（④海洋プラスチックごみ・油濁・野生生物）

### 【海洋プラスチックごみ】

- 海洋プラスチックごみ対策については、漁業系廃棄物を適正に処理すること、また、使用中の漁具を適正に保管することで海洋への流出防止を徹底するとともに、漁業者による海洋ごみの持ち帰りの取組の継続が必要である。
- 漁具リサイクルは、リサイクルの推進に向けた体制は構築されたものの、これらの取組に対する漁業者へのメリットの提示や消費者を含めた意識醸成ができていない状況にある。
- マイクロプラスチックの影響調査については、一部の魚類について体内における滞留時間や化学物質の溶出量が明らかとなったものの、食物連鎖を通じた影響調査等が必要である。

### 【油濁】

- 漁場の油濁被害について、油濁事故の発生は予測できないものの、事故発生時における的確な初動対応が重要。このため、被害の発生及び拡大抑制のためには、対応策を含む油濁事故に関する基本的な知識を漁業現場へ広く普及させることが必要である。

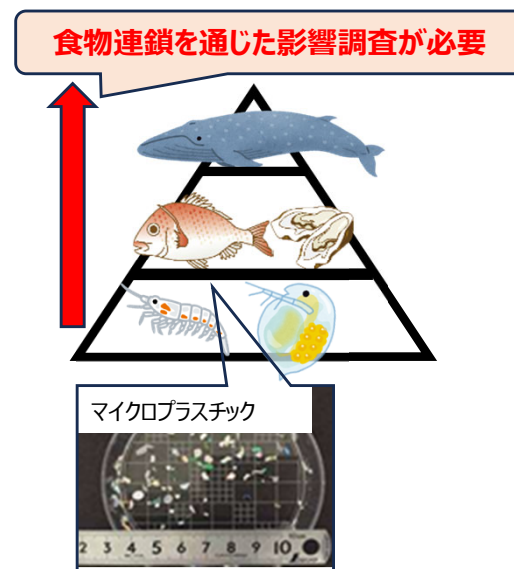
### 【野生生物】

- 「有害生物」による漁業被害の防止や軽減を図るためには、関係者間の連携による迅速な情報共有や漁業現場で実装が可能な被害軽減技術の開発・実証が必要である。

#### 【漁具リサイクル】



#### 【マイクロプラスチック】



これまでにマイクロプラスチックを摂食した場合の影響を調査。95%以上が25時間以内に排泄され、化学物質（PAHs）の消化管内への溶出は1割以下だった。

#### 【油濁防止対策】

油濁事故に関する基礎知識や対応策の普及が必要



実技訓練を現地で指導

## 5－12 対応の方向性 海洋環境の保全（④海洋プラスチックごみ・油濁・野生生物）

### 【海洋プラスチックごみ】

- 国際的な議論の動向を踏まえ、国内において漁業系廃棄物の適正処理や使用中の漁具の適正管理に関する施策についての周知徹底・指導を実施するほか、漁業者と地方自治体が連携したプラスチックを含む海洋ごみの回収・処理を行う。
- 漁具リサイクルについては、漁具リサイクルのモデル実証の取組を検討し、優良モデルを構築・横展開することで各地域における体制整備を目指す。また、漁業者にとってリサイクルに取組むメリットを明確化し、国民・消費者に適切に情報提供可能な認証制度の立ち上げと普及等、関係者のインセンティブを高める仕組みを検討する。
- マイクロプラスチックの影響調査について、これまでの調査結果を踏まえつつ、高次段階の生物に与える影響調査やその結果の情報発信を行う。

### 【油濁】

- 漁場の油濁被害防止対策については、漁業者等向けの講習会の開催、的確な初動対応を確保するための漁場油濁事故発生現場への専門家の機動的な派遣体制の維持等を通じて被害の防止を図る。

### 【野生生物】

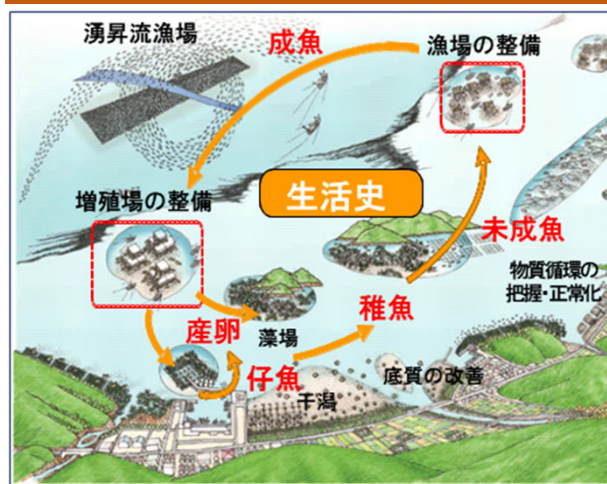
- 漁業に被害を与える生物については、国と地方公共団体との役割分担を踏まえつつ、引き続き、広域的な対策により漁業被害の防止・軽減に効果が見通せる等一定の要件を満たす「有害生物」について、関係者間の連携による迅速な情報共有の強化や機動的かつ現場で使いやすい被害軽減技術の開発・実証等に引き続き取り組む。

## 6.漁場環境整備

## 6-1 現状

- 沿岸域における漁場整備については、水産生物の生活史に対応した水産環境整備を行うための計画（水産環境整備マスタープラン）を策定し、魚礁の設置、藻場等の増殖場の造成等の整備を進めている。
- 水産資源の生息域の環境改善を図るため、海底耕耘等の底質改善や干潟の保全等を実施している。
- 排他的経済水域においては、国直轄のフロンティア漁場整備事業により、海域の基礎生産力の向上を図る増殖場等の整備を進めている。
- 養殖については、漁港周辺の水域の適地における養殖漁場の造成を実施している。
- これらの漁場整備により、R8年度までの目標値6.5万tに対して、R4年度からR7年度までに、約4.2万tの水産物が増産されている。

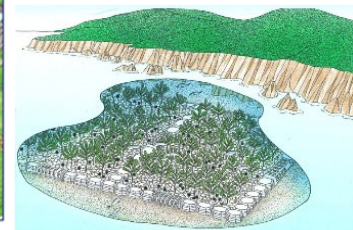
### 沿岸域における水産生物の生活史に対応した水産環境整備



生活史に着目した計画策定（水産環境整備マスタープラン）

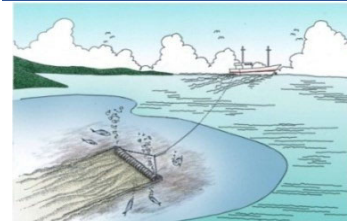


魚礁の設置

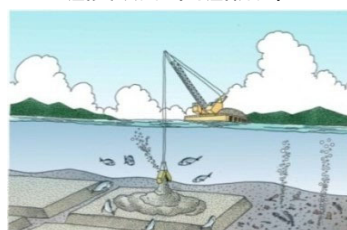


藻場の造成

### 水域環境の保全

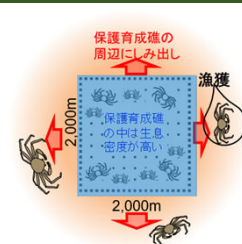


底質改善（海底耕耘）

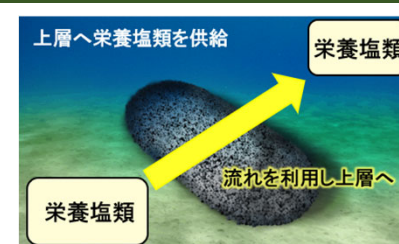


干潟の保全（覆砂）

### 排他的経済水域におけるフロンティア漁場整備



保護育成礁の効果



湧昇流漁場の効果

### 養殖適地における養殖漁場の造成



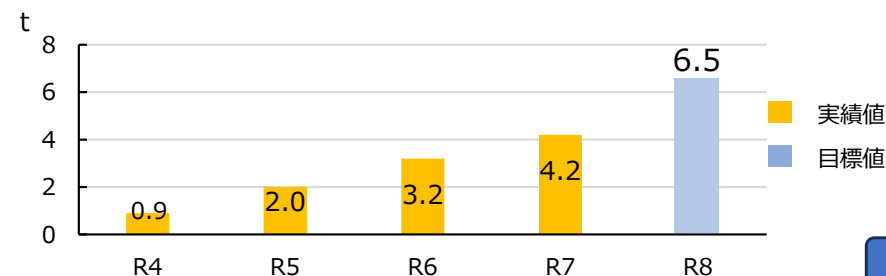
漁港周辺の水域における養殖施設（消波施設）の整備等により養殖漁場を形成

#### 〔目標〕

水産資源の回復や生産力の向上のための漁場整備により増産させる水産物

#### 〔進捗状況〕

全国の漁場整備箇所において、R8年度の目標値6.5万tに対して、R7年度の実績値は4.2万tとなり、概ね進捗が図られている。

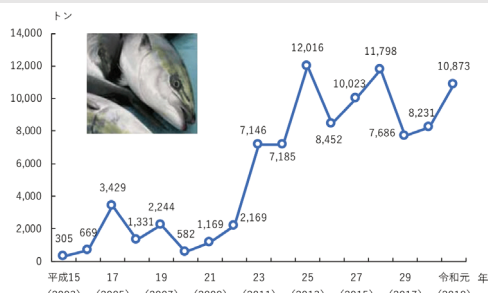


## 6-2 課題

- 我が国周辺の海域においては、大幅な海水温の上昇等のこれまでにない劇的な海洋環境の変化を受けて、サケやスルメイカといった主要魚種のかつてないレベルでの不漁が続いているほか、ブリ等の水産生物の分布域の変化が発生している。また、水産資源の産卵・生息環境である、藻場の面積が長期的に減少していることに加え、漁業就業者数の減少を踏まえた生産性の向上も課題となっている。
- 栄養塩類の不足等による水産資源への影響が懸念されている。
- 沖合域における漁場整備において、制度的・技術的課題により整備可能海域や対象魚種が制限されている。
- 計画的かつ安定的に生産可能な養殖漁場のさらなる展開が必要となっている。

### 海洋環境の変化を受けた漁場環境の変化

#### 北海道におけるブリの漁獲の増加



#### 磯焼けの進行



高水温による立ち枯れ

#### 暖海性魚類の北上

##### キジハタの確認分布 (1994~2025年)

一魚礁効果調査結果 (魚礁漁場専門部会整理) 一

##### 【調査概要】

本資料は、魚礁漁場専門部会所属の魚礁メーカー6社が過去約30年間に実施した魚礁効果調査1,144回を集約・整理したものである。1994~2025年を3期に区分し、各期間における対象魚種の「1回以上の存在確認」を基準に、都道府県単位で分布状況を整理した。整理結果は日本地図上に示し、地理的北限については位置・調査年月・調査時水温を併記した。

##### 【1994~2004】

##### 【2005~2014】

##### 【2015~2025】



【考察】 確認県数は1994~2004年で12県、2005~2014年で17県、2015~2025年で19県へ増加しており、既存分布を維持したまま分布域が長期的に拡大してきた可能性がある。特に北側 (日本海沿岸) での確認の増加は、キジハタの魚礁利用可能域の拡大を示唆している。

資料: 一般社団法人 漁港漁場新技術研究会「暖海性魚類 (イサキ・キジハタ) の確認状況整理結果」

### 水域環境の保全 (栄養塩類の不足の懸念)

漁場への栄養塩類の不足が懸念される海域においては、他分野と協力・連携した栄養塩類対策が必要

### 沖合域における漁場整備の制限

沖合域における漁場整備において、既存地区は、日本海西、九州の周辺海域が主。

さらなる展開には、大水深への対応等、技術の高度化が必要。



フロンティア漁場整備事業実施箇所  
技術的課題による整備海域の限定

### 養殖漁場のさらなる展開

より沖合で大規模な養殖漁場の展開が必要

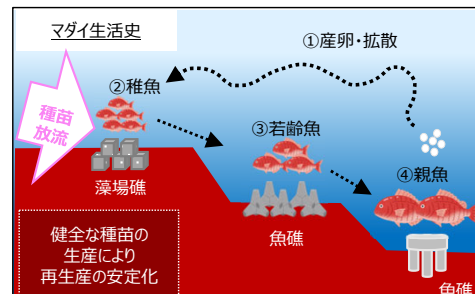
## 6-3 今後の方向性

- 沿岸域において、魚種や分布域の変化を踏まえ、海洋環境変化に適応した種苗生産から増殖場・魚礁までの一貫した体制の構築を図る。また、その際、国が水産環境整備マスタープランの指針を示すとともに、自治体において海域毎のマスタープランについて、環境変化に応じた見直し等を進める。さらに、海水温の上昇が比較的抑えられている深場等の新たな適地における藻場の造成や比較的高水温に耐性のある海藻を用いた藻場の造成の技術開発や普及に取り組むとともに、漁港における藻場の保全・創造をはじめ自然環境と調和した漁港づくりを推進する。加えて、デジタル技術を活用した海洋環境観測により、漁業者の効率的な操業を後押しする。
- 水産資源の生息域の環境改善を図るため、干潟の造成等、他分野との連携による栄養塩を漁業生産につなげる取組を行う。
- 沖合域において、大水深での整備技術や新たな魚種を対象とした増殖技術の開発等を検討し、漁場整備の展開を図る。
- 沖合・大規模養殖の展開を下支えするため、消波施設等の整備を通じて養殖適地の拡大・確保を図る。

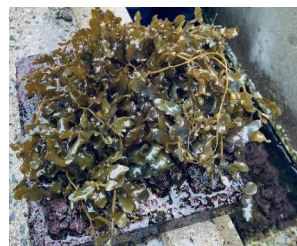
### 海洋環境変化に適応した水産環境整備



魚種や分布域の変化を踏まえ  
新たな環境下における  
種苗生産から  
増殖場・魚礁までの  
一貫した体制を構築



高水温に耐性のある  
海藻の種苗生産体制の構築



南方系ホンダワラ類の  
種苗生産

海洋観測施設の  
さらなる展開により  
漁業者の効率的な操業を後押し



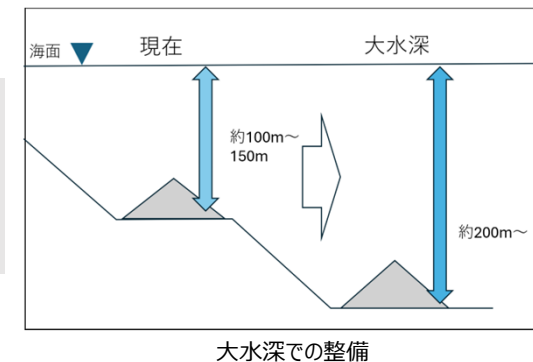
海洋観測ブイの  
設置

### 他分野との連携による栄養塩を漁業生産につなげる取組の実施

栄養塩類管理に関し、他分野と連携した干潟の創出・保全等により、  
閉鎖性水域における漁場環境を改善

### 沖合域における漁場整備の展開

排他的経済水域において  
①大水深における整備技術を検討  
②増殖技術の開発等を検討  
  
整備可能海域、対象魚種等の拡大



### 沖合・大規模養殖の展開



沖合・大規模養殖の展開に向けた  
養殖適地の拡大・確保



## 7. 漁村の防災対策

## 7-1 現状の分析

- 漁村は漁場等へのアクセスに有利な海沿いに形成され、背後に山が迫る狭隘な立地が多い。
- 特に平地の少ない山沿いの狭隘な地域の漁業集落は、道路が狭く、家屋は密集、避難場所もない。
- 能登半島地震などの例をみると、半島・離島等の条件不利地域の漁業集落においては、交通手段が限られる。



背後に山が迫る立地である漁業集落



漁業集落内の道路は狭く、また家屋は密集して配置



表 漁業集落の立地特性

|     | 集落背後地形 |        | 集落立地  |       |
|-----|--------|--------|-------|-------|
|     | 平坦     | 崖や山が迫る | 平坦地   | 急傾斜地  |
| 集落数 | 1,680  | 2,711  | 3,128 | 1,242 |
| 比率  | 38.0%  | 62.0%  | 71.5% | 28.4% |

出典：漁港背後集落調査（R7）



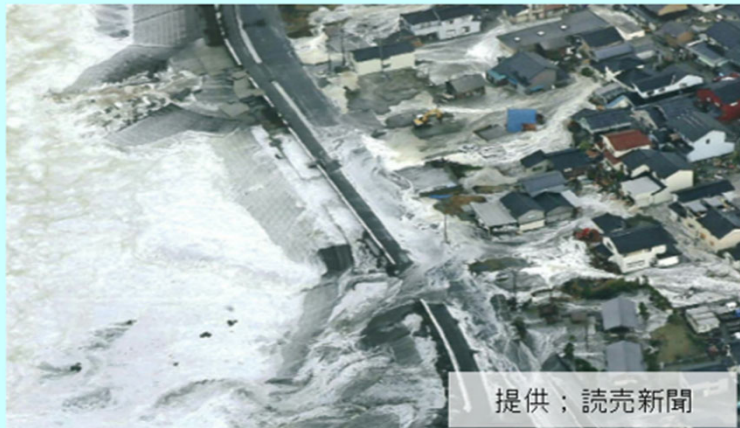
半島・離島等の条件不利地域では交通手段が限られ、避難しにくい立地特性である。

## 7-2 課題

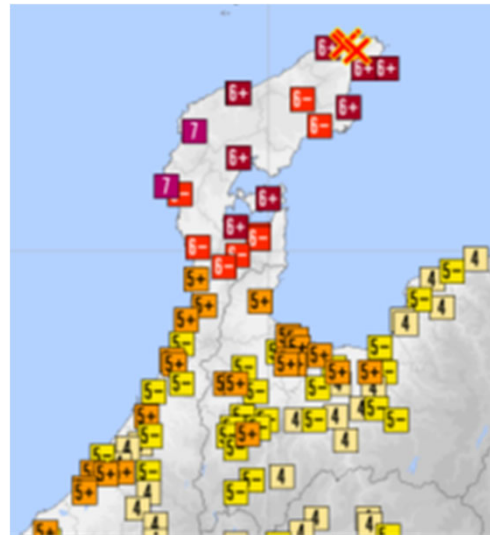
- 海が目の前に迫るため、津波・高潮等の海洋由来の災害を受けやすく、豪雨等により土砂災害の危険も大きい。
- 災害時の避難路・避難場所の確保、来訪者の避難対策、一定期間生活が維持できる環境の整備が課題である。
- 半島・離島等の条件不利地域の漁業集落では、災害時に孤立する懸念があり、避難・医療供給等にも支障が生じる。また、災害復旧に時間を要する。
- 災害に強い水産地域づくりガイドラインを策定し、地域の防災対策の推進を図っているが、漁村における事前防災の考え方が十分広まっていない。



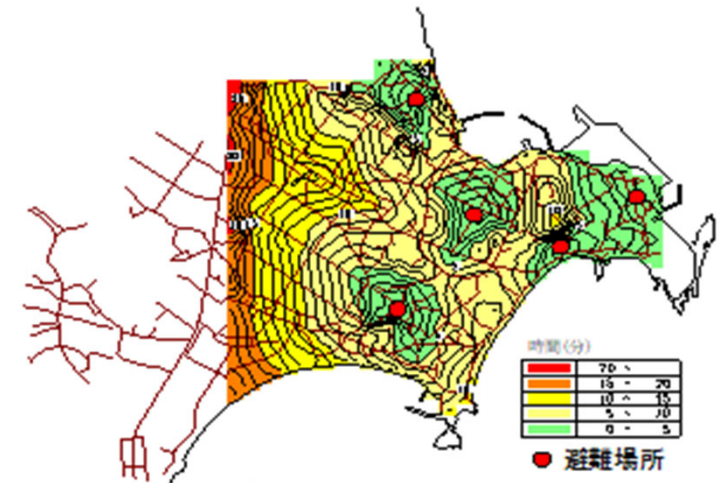
うすぎ  
臼杵漁港海岸（大分県）



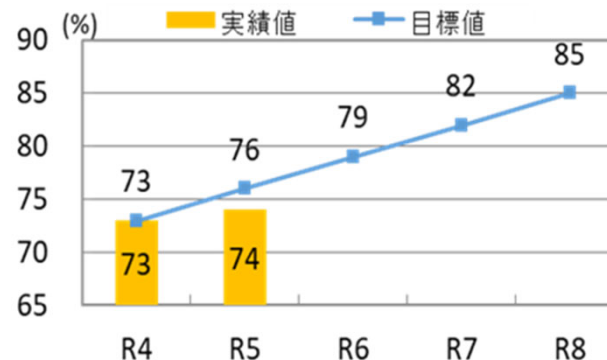
にゅうぜん  
入善漁港海岸（富山県）



半島・離島等の条件不利地域の漁業集落では、災害時に孤立する懸念



避難に時間を要する漁村集落



最大クラスの津波に対する安全な避難が可能となった漁村人口の割合

R3 : 70% → R8 : 85%

現状：R5年度目標値76%（基準値70%（R3））に対してR5実績値は74%を達成。

## 7-3 今後の方向性

- 人口が密集する漁村地域において、高潮、津波、波浪等による被害を防護する、海岸保全施設の整備等を実施する。併せて集落内における土砂災害対策等も推進する。
- 漁村地域の災害時における避難対策及び漁業集落排水施設における災害耐力の強化を実施し、上下水道、道路、港湾等漁村の防災・生活インフラとの連携強化、復旧資材の使用共通化・規格化等を検討する。
- 半島・離島等の条件不利地域の漁業集落においては、海上ルートの確保、防災拠点漁港の整備（再掲）を進める。
- 水産地域の特性を踏まえた防災対策を図るため、「災害に強い水産地域づくりガイドライン」の活用を促進するとともに、被災・復興後の地域の生業と生活環境の姿を平時のまちづくりと一体的に進める、水産地域の事前復興計画の推進を検討する。

### （海岸保全施設の整備等）

R7.6.6に閣議決定された国土強靱化実施中期計画を踏まえつつ、対応を推進。人家が集中している箇所やまちづくり等の観点から特に重要な地域に位置している、社会・経済活動を支える基礎的な海岸保全施設等のインフラの耐震対策を実施し、将来発生が予想されている大規模地震の被害を軽減。

### （漁業集落排水施設の強化）

漁業集落排水施設の耐震化、上下水道施設管理者との連携強化

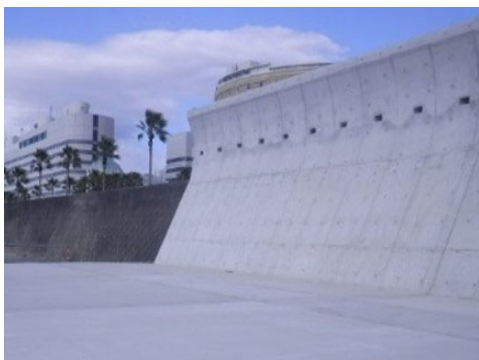
### （条件不利地域の避難所機能の強化）

海上ルートの確保、防災拠点漁港の整備、避難所機能の強化

### （事前復興計画）

水産地域の事前復興計画の策定の推進

海岸保全施設の整備



海岸保全施設整備

海岸堤防等の耐震対策



海岸堤防の耐震対策

漁村等の防災力強化



排水施設の強化  
(腐食した管路の更新、耐震性強化)



避難施設の整備

## **8.東日本大震災からの復旧・復興及び原発事故の影響克服**

## 8-1 東日本大震災からの復旧・復興及び原発事故の影響克服

### 水産基本計画（要約）

- 地震・津波被災地域では、水揚げ回復や水産加工業における販路の回復・開拓、加工原料の転換等の取組を支援。
- ALPS処理水の処分に伴う対策として、水産物の信頼確保のために新たにトリチウムを対象とする水産物のモニタリング検査等を実施するとともに、正確で分かりやすい情報提供を実施。
- 我が国の農林水産物・食品の放射性物質に係る輸入規制を14の国・地域が依然として継続しているため、政府一体となって、我が国が実施している安全確保のための措置や検査結果等の科学的データの情報提供、輸入規制の撤廃に向けてより一層働きかけを実施。
- 風評に打ち勝ち、安心して事業を継続・拡大するための取組を福島県と近隣県においても推進。加工・流通・消費段階では、被災地域の水産物の販売促進や水産加工業の販路回復に必要な取組等を支援し、販売力を強化。
- 対策の進捗や地方公共団体・関係団体等の意見も踏まえ、随時、対策の追加・見直す。

### （取組、達成状況等）

- 被災した漁港の全てで陸揚げ機能が回復。水揚量及び水揚げ金額は震災前と比較して57%及び95%。
- R7.12～R8.4に実施した水産加工業者へのアンケート結果では、売上の回復状況について、8割以上回復した業者は全体の56%。売上停滞の理由は原材料の不足が62%で最も多い。
- 関係都道府県や業界団体と連携して放射性物質調査を実施。調査結果、Q&Aを正確でわかりやすく日本語及び英語でHPに掲載し、正確でわかりやすい情報提供を実施。  
国際原子力機関（IAEA）支援の下、データの信頼性・透明性向上に向けた取組を実施。  
IAEAは「日本の分析機関が高い正確性と能力を有している。」と評価。
- 55か国・地域で、日本産農林水産物・食品等の輸入規制措置が講じられていたが、規制を維持する国・地域は5に減少（R7年度）。

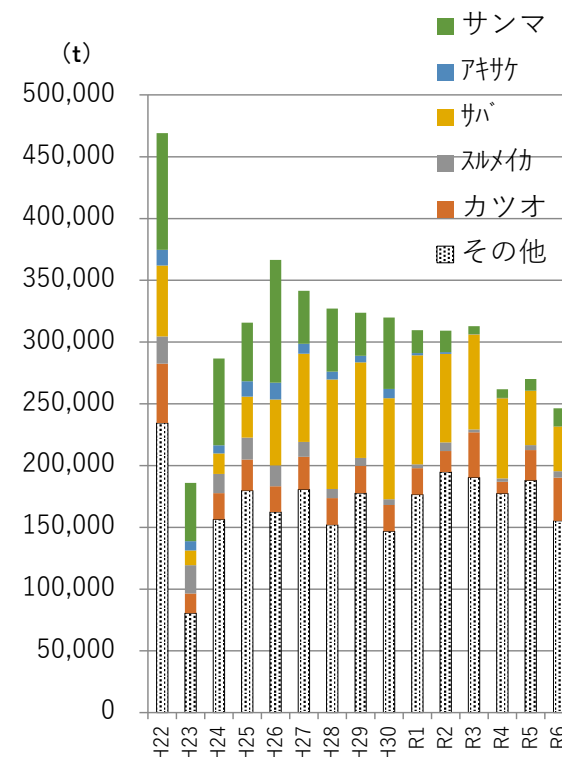
### （現状の分析）

- 水揚量の減少はサンマ、サケ等、被災3県での主要魚種が不漁であること、福島県の沿岸漁業が未だ本格操業に至っていないこと等が要因。水揚量の不足が漁業者のみならず加工業者の経営にも影響を与えており、被災地域の復興のためには水揚量の回復が重要と分析。

### （検討の方向性）

- 被災地の漁獲量の増大、販路の回復・開拓等の本格的な操業に向け、計画的な水揚げ回復や養殖生産の取組等への支援の継続が必要ではないか。
- 輸入規制被措置を講じる国・地域に対する働きかけの継続が必要ではないか。

被災3県の水揚げ状況

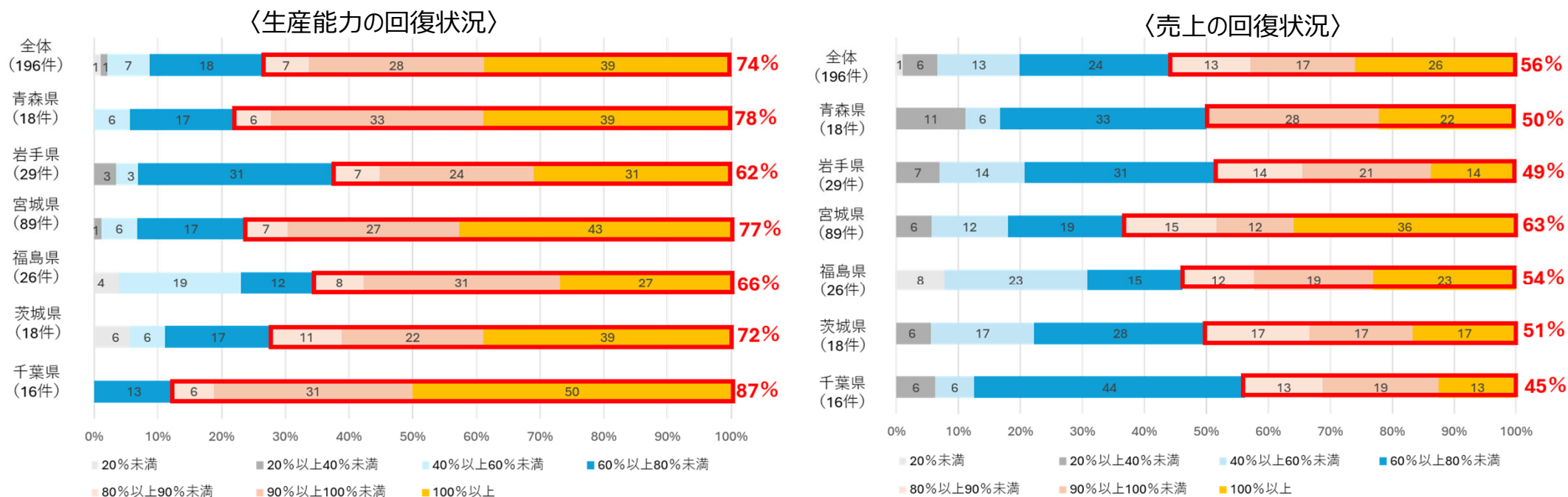


資料：R8.4.20「水産政策審議会第29回総会及び第115回企画部会合同会議資料」から抜粋

## 8-2 現状及び課題

- 被災した全ての漁港において漁港施設の復旧が完了。一方、水揚げの回復や水産加工業の売り上げの回復が課題となっている。
- R7.12～R8.4に実施した東日本大震災からの加工業者における復興状況アンケートによると、生産能力が震災前の8割以上まで回復した水産加工業者は74%であるが、売上げが震災前の8割以上まで回復した水産加工業者は56%であり、「原材料の不足」、「販路の不足・喪失」と「人材の不足」が、売上が戻っていない理由として多い。
- 国際原子力機関（IAEA）の支援により、H26年度から海洋モニタリングデータの信頼性及び透明性の向上に取り組んでおり、R7年にはIAEAから、「ALPS処理水に係るトリチウム分析などについて、日本の分析機関の試料採取方法は適切であり、かつ、海洋モニタリングの結果から、参加した日本の分析機関が高い正確性と能力を有している。」と評価された。
- R5.8からALPS処理水の海洋放出が開始され、短時間でトリチウム分析が行える迅速分析法を導入し、R8.3までの期間でモニタリングを実施した結果、572検体全てで検出限界値未満となっており、精密分析と同様に放出前後で変化はない。
- 原発事故やALPS処理水の海洋放出に伴う科学的根拠のない輸入規制等の措置が5つの国・地域で継続している。

### 水産加工業における生産能力及び売り上げの回復状況

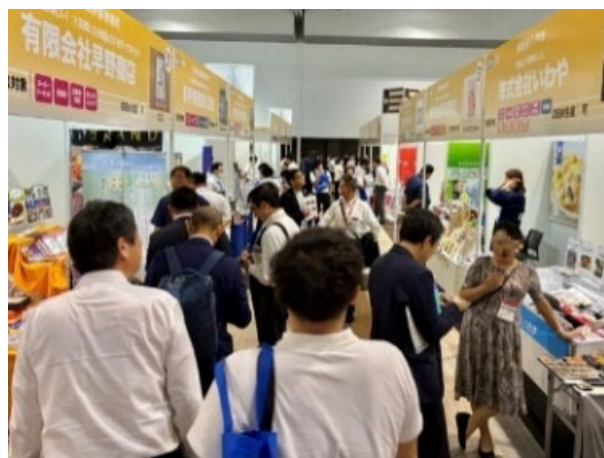


資料：水産庁「水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート（第13回）の結果」を基に作成。 赤字は8割以上回復した割合。

## 8-3 今後の方向性

- 福島県を始めとする被災地の漁獲量の増大、販路の回復・開拓等の本格的な操業に向けた支援として、計画的な水揚げ回復や養殖生産の取組、担い手確保、スマート水産業の推進を行うなど安定的な水産物生産体制の構築を推進する。また、水産加工業について、販路の回復・開拓、加工原料の転換等の取組を推進する。
- このような取組等を通じて、福島を始めとする被災地のALPS処理水の海洋放出に伴う影響による生業継続への不安に寄り添い、政府として引き続き対応していく。
- あわせて、国産水産物の消費拡大に向けた現状の取組や課題を踏まえ、魚食普及に向けた取組を推進するとともに、福島県産水産物について、流通販売業者・消費者への情報発信や消費拡大等に向けた取組や必要な支援を行う。
- 適切なモニタリング及び透明性の高い情報発信、IAEAによる第三者の立場からの確認を継続しながら、万全の安全確保に政府全体として取り組む。
- 諸外国・地域における輸入規制については、引き続きあらゆる機会を捉えて働きかけを行うとともに、販路の拡大はもとより、規制を撤廃した地域における正しい知識の普及等に向けた様々な取組を支援する。

### セミナー・商談会等の開催状況



東北復興水産加工品展示商談会



ジャパンインターナショナルシーフードショーの様子



FABEX関西でのセミナーの様子

東北復興水産加工品展示商談会、ジャパンインターナショナルシーフードショー、シーフードショー大阪、スーパーマーケットトレードショー、各地消費地でのセミナー・Fish-1グランプリ（プライドフィッシュ料理・ファストフィッシュ商品のコンテスト）での展示及び説明 等